

宇城市下水道事業經營戰略

2024-2033

公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業

農業集落排水事業

令和 6 年 3 月

宇城市 上下水道局 上下水道課

目次

第1章 経営戦略の策定にあたって	1
1.1 経営戦略策定の趣旨	1
1.2 計画期間・目標年度	1
第2章 事業概要	3
2.1 事業の現況	3
2.1.1 下水道事業の概要	3
2.1.2 施設	5
2.1.3 下水道使用料	7
2.1.4 組織	8
2.2 これまでの主な経営健全化の取組	9
2.3 経営比較分析表を活用した現状分析	11
第3章 将来の事業環境	15
3.1 処理区域内人口・水洗化人口の予測	15
3.2 有収水量の予測	17
3.3 使用料収入の見通し	18
3.4 施設の見通し	20
3.5 組織の見通し	22
第4章 経営の基本方針	23
第5章 投資・財政計画	25
5.1 投資・財政計画（収支計画）	25
5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	43
5.3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	48
第6章 経営戦略の事後検証	50

第1章 経営戦略の策定にあたって

1.1 経営戦略策定の趣旨

本市の下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、昭和55年度に松橋町・不知火町で事業に着手し、昭和61年10月に松橋不知火浄水管理センターが供用を開始しました。その後、平成7年度に小川町、平成9年度に豊野町、平成13年度に三角町でそれぞれ事業が開始され、平成17年1月15日にそれら旧5町が合併して「宇城市」が誕生しました。

これにより、本市は旧町の下水道をそのまま引き継ぎ、広範囲な市域の中に多様な下水道施設を有することになりました。

本市においては、現在、以下に示す3つの事業を経営しています。

- 公共下水道事業
- 特定環境保全公共下水道事業
- 農業集落排水事業

下水道は、生活に欠かすことのできないライフラインであり、健全な事業運営を継続していくことが望まれますが、本市においては、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及、節水意識の高まりなどにより、今後、下水道使用料の減少が見込まれます。これに加え、老朽化した下水道処理施設や下水道管の適正な維持管理・更新、地震などの自然災害に対する対応力の強化が求められており、投資費用の増高も予想されます。

このような課題への対応、そして経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、平成29年3月に「宇城市下水道事業経営戦略」を策定しました。経営戦略の計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間ですが、その後、各種ストックマネジメント計画の策定や下水道事業を取り巻く環境の変化、令和7年度までの経営戦略改定が国から要請されたこと等を踏まえ、より質の高い経営戦略へ見直すために、今回の改定に至ることとなりました。

本経営戦略は、本市下水道事業の経営を今後も健全に進めていくため、現状や将来の分析等を行い、中長期的な更新需要予測に基づく「投資計画」と、財源構成とその実現可能性を検証した「財政計画」とを整合させたものです。

1.2 計画期間・目標年度

計画期間：令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間

目標年度：令和15(2033)年度

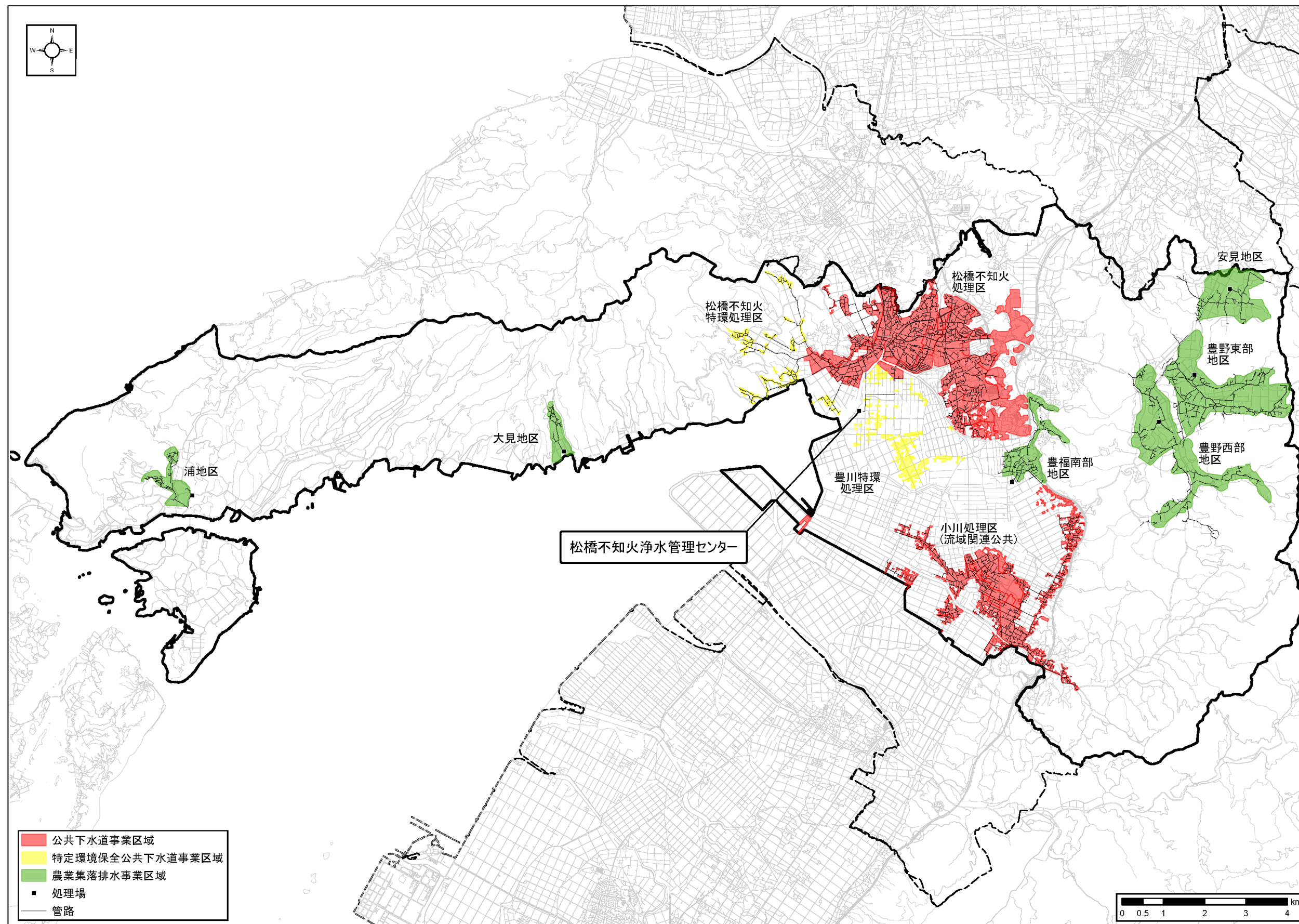


図 1.1 下水道事業全体平面図

第2章 事業概要

2.1 事業の現況

2.1.1 下水道事業の概要

(1) 公共下水道事業

松橋不知火処理区においては、昭和 55 年度に下水道法の認可を受けて、整備事業に着手し、昭和 61 年度に松橋不知火浄水管理センターを処理施設として供用開始しました。

また、小川処理区では、平成 7 年度の認可取得から下水道基本計画に基づき下水道の整備を進め、平成 13 年度の供用開始当初から、すべての汚水を熊本県が運営する八代北部流域下水道の八代北部浄化センターで処理しています。

令和 4 年度末現在で、事業認可区域 1,187.5ha のうち 894.0ha の整備を完了し、水洗化率（下水道を整備した区域内の人口に対して、実際に下水道に接続して水洗化した人口の割合）は 88.8%となっています。

表 2.1 公共下水道事業の概要

（令和 5 年 3 月 31 日時点）

供用開始年度		昭和 61 年度（松橋不知火処理区）	
		平成 13 年度（小川処理区）	
法適（全部・財務） ・非適の区分	令和 2 年 4 月 1 日 全部適用	処理区域内人口	28,064 人
		水洗化人口	24,927 人
		処理区域内人口密度	31.4 人/ha
		処理区域面積	894.0 ha
		年間総処理水量	3,324,953 m ³
		年間有収水量	2,711,902 m ³

(2) 特定環境保全公共下水道事業

松橋不知火処理区において、平成 16 年度に下水道法の事業認可を受けて、供用を開始したため、比較的新しい施設です。

令和 4 年度末現在で、事業認可区域 49.0ha の整備を完了し、水洗化率は 67.1%となっています。

表 2.2 特定環境保全公共下水道事業の概要

(令和 5 年 3 月 31 日時点)

供用開始年度		平成 16 年度(松橋不知火処理区)	
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和 2 年 4 月 1 日 全部適用	処理区域内人口	1,217 人
		水洗化人口	816 人
		処理区域内人口密度	24.8 人/ha
		処理区域面積	49.0 ha
		年間総処理水量	83,535 m ³
		年間有収水量	70,405 m ³

(3) 農業集落排水事業

平成 5 年度に豊野町安見地区での事業着手を皮切りに、旧町ごとに 5 地区 5 処理施設の整備を進めました。

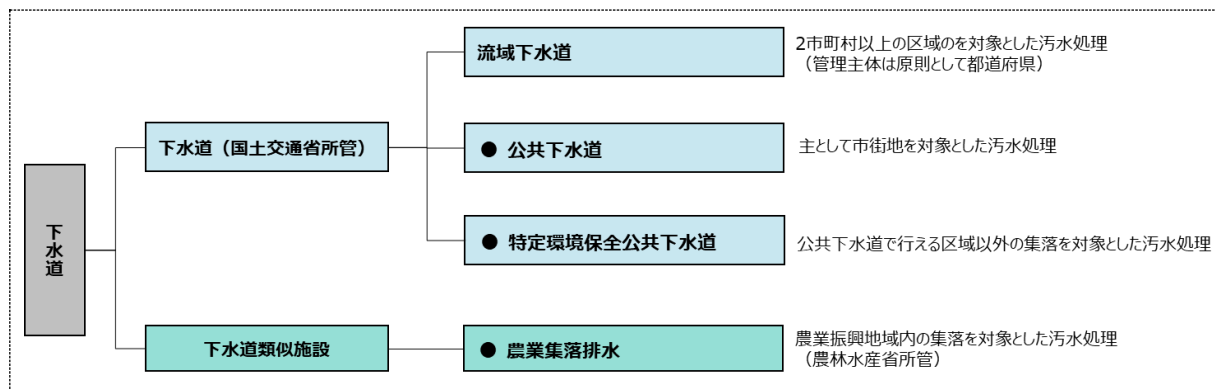
また、合併後の平成 24 年度に豊福南部地区で供用を開始したことで、市内すべての計画区域(382.4ha)において整備が完了しています。

表 2.3 農業集落排水事業の概要

(令和 5 年 3 月 31 日時点)

供用開始年度		平成 13 年度(浦地区)	
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和 2 年 4 月 1 日 全部適用	平成 13 年度(大見地区)	
		平成 9 年度(安見地区)	
		平成 14 年度(豊野東部地区)	
		平成 13 年度(豊野西部地区)	
		平成 24 年度(豊福南部地区)	
		処理区域内人口	5,564 人
		水洗化人口	3,962 人
		処理区域内人口密度	14.5 人/ha
		処理区域面積	382.4 ha
		年間総処理水量	486,842 m ³
		年間有収水量	486,842 m ³

(下水道の種類と宇城市の3事業(●))



2.1.2 施設

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

単独公共下水道事業である松橋不知火処理区は管路:154km、処理場:1箇所を有しています。
また、流域関連公共下水道事業である小川処理区は管路:69kmを有しています。

表 2.4 単独公共下水道事業(松橋不知火処理区)の施設状況

(令和5年3月31日時点)

流域下水道への 接続の有無	無し		
処理場数	1箇所 (松橋不知火浄水管理センター)	管路延長	154.1 km



松橋不知火浄水管理センター

表 2.5 流域関連公共下水道事業(小川処理区)の施設状況

(令和5年3月31日時点)

流域下水道への 接続の有無	有り (八代北部流域下水道へ接続し、八代北部浄化センターで処理)		
処理場数	0箇所	管路延長	69.9 km

(2) 農業集落排水事業

6つの地区で管路:80km、中継ポンプ施設(マンホールポンプ):88箇所、処理施設:6箇所を有しています。

表 2.6 農業集落排水事業の施設状況

(令和5年3月31日時点)

地区名	管路延長	中継ポンプ施設 (マンホールポンプ)	処理施設
浦地区	6.3 km	7 箇所	1 箇所
大見地区	3.3 km	6 箇所	1 箇所
安見地区	9.3 km	12 箇所	1 箇所
豊野東部地区	26.1 km	33 箇所	1 箇所
豊野西部地区	20.7 km	26 箇所	1 箇所
豊福南部地区	14.4 km	4 箇所	1 箇所
合計	80.1 km	88 箇所	6 箇所



浦地区処理場



大見地区処理場



豊福南部地区浄化センター

2.1.3 下水道使用料

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業では、処理区にかかわらず使用料体系は同一となっています。

一般家庭用・営業用の使用料体系は、月額基本使用料と使用水量に応じた従量使用料（逓増型）を組み合わせた二部使用料制を採用しています。

なお、合併時に引き継いでいた旧町ごとの使用料を、平成 19 年度に平均約 25%の値上げとともに統一し、平成 22 年度に企業会計移行後の赤字改善のため平均約 10%値上げしました。それ以降は、平成 26 年度、令和元年度の消費税対応を除き、使用料改定は行っていない。

表 2.7 下水道使用料金体系（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）

（税込）

区分	基本使用料（月額）		従量使用料 1m ³ につき
一般家庭用 及び 営業用	8m ³ まで	1,250 円	—
	8m ³ を超え 20m ³ まで		158 円
	20m ³ を超え 30m ³ まで		169 円
	30m ³ を超え 50m ³ まで		179 円
	50m ³ を超えるもの		190 円

※算出後に 10 円未満切り捨て

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業では、地区にかかわらず使用料体系は同一となっています。

一般家庭の使用料体系は、月額の基本使用料に使用人数に応じた使用料を足した定額制を採用しています。また、一般家庭用とは別に、業務用として店舗等・事業所等・学校等・公民館等到大別して、業務用使用料体系を構築しています。

なお、平成 20 年度に、合併時に引き継いでいた旧町ごとの使用料を改定統一しました。それ以降は、平成 26 年度、令和元年度の消費税対応を除き、使用料改定は行っていない。

表 2.8 下水道使用料金体系（農業集落排水事業）

（税込）

区分	基本使用料（月額）	1 人につき（月額）	備考
一般世帯	1,677 円	630 円	世帯人員の数
	1,677 円	420 円	世帯人員の数（生活雑排水のみ）
店舗等	3,144 円	525 円	従業員または従業員＋定員の数
事業所等	1,677 円	525 円	従業員の数
学校等	3,144 円	263 円	職員と生徒等の数
公民館等	1,677 円	—	
その他 （不特定多数の人が利用する施設）	—	525 円	建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準により算定した人員

※算出後に 10 円未満切り捨て

2.1.4 組織

平成 17 年度の合併当初は下水道課として 3 係 12 人でスタートしましたが、企業会計への移行準備や農業集落排水施設の整備が始まった平成 19 年度は 5 係 19 人へと組織体制を強化し、本業務が完了した平成 25 年度に 4 係 15 人となりました。

平成 27 年度から水道及び下水道を統括する「上下水道課」に移行し、下水道事業が地方公営企業法の全部適用を選択した令和 2 年度から「上下水道局」が発足しました。

また、令和 4 年度に「経営係」を新設、水道及び下水道に係る「庶務係」を統合し、現在に至っています。

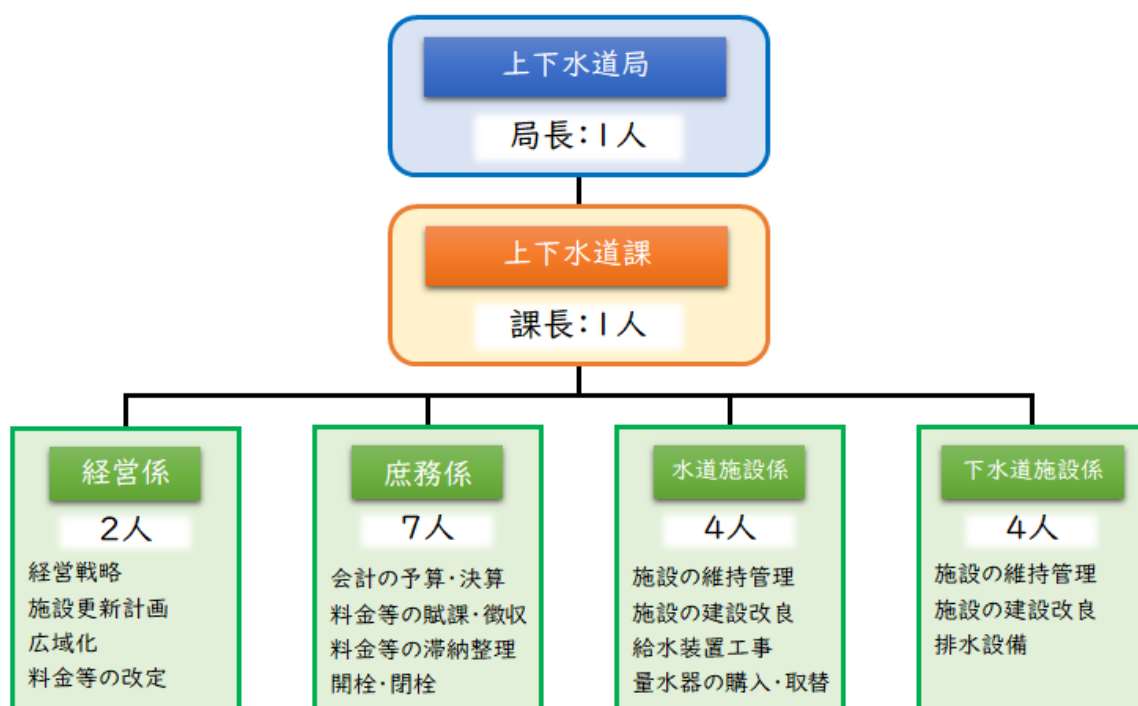


図 2.1 上下水道局の組織図（水道及び下水道）

表 2.9 下水道に係る職員の構成

（令和 5 年 4 月 1 日時点）

年齢	課長	庶務係	下水道施設係	合計
～29 歳	0 人	1 人	1 人	2 人
30～39 歳	0 人	1 人	1 人	2 人
40～49 歳	0 人	0 人	2 人	2 人
50～59 歳	1 人	0 人	0 人	1 人
60 歳以上	0 人	1 人	0 人	1 人
合計	1 人	3 人	4 人	8 人

2.2 これまでの主な経営健全化の取組

〈民間委託による業務の効率化〉

- 以下の業務を民間に委託し、経費の縮減と業務の効率化を図っています。

(公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業)

■処理場・マンホールポンプ場の維持管理

契約期間	契約金額	概要
令和 5 年 4 月 1 日から 3 年間	約 1.7 億円/年	松橋不知火浄水管理センター及びマンホールポンプ場(25 箇所)の運転管理、設備機器点検、水質・汚泥分析等について、包括的民間委託(レベル 2.5)を継続して実施します。

■消防設備保守点検 ■自家用電気工作物保安管理 ■水質・汚泥分析

(農業集落排水事業)

■処理場・マンホールポンプ場の維持管理

契約期間	契約金額	概要
令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間	約 0.3 億円/年	処理施設(6 箇所)及びマンホールポンプ場(88 箇所)の保守点検、維持管理、水質検査等について、民間委託を継続して実施します。

■消防設備保守点検 ■自家用電気工作物保安管理 ■水質検査

〈サービスの維持・向上〉

- 下水道の使用開始や中止の手続きに関し、窓口での手続きに加え、令和 3 年 3 月から営業時間に関係なく専用フォームによるオンライン申請が可能となり、お客様の利便性の向上と事務の効率化を図っています。
- 下水道使用料の支払いに関しては、従来からの口座振替に加え、令和 5 年 3 月から利便性と収納率の向上を目的に、曜日や時間帯を問わないコンビニ納付やスマホアプリ決済を開始しています。

〈組織のスリム化〉

- 人口減少や節水による収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、将来における上下水道の共通課題を解決するため、平成 27 年度に水道課と下水道課を統合して、「上下水道課」を設置しました。
- 水道事業と同様に下水道事業にも地方公営企業法の規定を全部適用した令和 2 年度から「上下水道局」が発足し、令和 4 年度からは水道及び下水道に係る「庶務係」を統合するなど、組織のスリム化を進めてきました。
- これまでの取組みにより、令和 5 年度の職員数は 8 人で、平成 19 年の 19 人から 11 人削減しています。

〈使用料改定〉

（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）

- 使用料を統一し、赤字改善のための使用料改定や消費税率改定に伴う見直しを行いました。

（農業集落排水事業）

- 使用料を統一し、消費税率改定に伴う見直しを行いました。

〈広域化・共同化の取組〉

- 平成 30 年度から 3 市 2 町で構成する「くまもと污水处理広域化・共同化検討会（宇城・八代ブロック）」において、処理場及び汚泥処理の集約化や維持管理事務の共同化など、経営効率化に向けた検討を進めています。

2.3 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表（令和 4 年度決算）で本市下水道事業における直近5ヶ年の決算状況を確認しました。本市では、類似団体平均や全国平均に比べ、改善が望まれる状況が多くあります。今後、人口減少に伴う有収水量の減少や施設老朽化に伴う改築・更新等の増加が見込まれていることから、経営健全化に向けた取組が必要となります。

表 2.10 経営比較分析表を活用した現状分析の結果

指標等	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業
経常収支比率※1	改善しているものの、100%を下回っている。管渠費の減に伴う経常費用の減少以上に一般会計からの補助金が減少したため、R3 から R4 にかけて悪化している。	改善し 100%を上回っているが、類似団体平均値を下回っている。	改善しているものの、100%を下回っている。
流動比率※2	3 事業合わせて 71%程度であり、類似団体と同程度である		
経費回収率※3	改善しているものの、汚水処理費公費負担分の減少で、R3 から R4 にかけて低下している。今後、適正な使用料収入の分析及び公費負担の適正化を図る必要がある。	改善しているものの、今後も未接続世帯の解消、維持管理費の節減に努める必要がある。	汚水処理費用を下水道使用料で賄えていない状況である。今後、基準内繰入金を確保しつつ、未接続世帯の解消、維持管理費の節減に努める必要がある。
水洗化率※4	類似団体と比べ低い値で推移しているため、接続率の向上が課題である。	人口減少・高齢化の影響で、類似団体と比べ低い値で推移している。	類似団体と比べ低い値で推移しているため、接続率の向上が課題である。

※1 経常収支比率：使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標

（経常収益×100／経常費用）

※2 流動比率：短期的な債務に対する支払能力を示す指標（流動資産×100／流動負債）

※3 経費回収率：下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを示す指標

（下水道使用料×100／汚水処理費（公費負担分を除く））

※4 水洗化率：現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標

（現在水洗便所設置済人口×100／現在処理区域内人口）

表 2.11 経営比較分析表(令和4年度決算・公共下水道事業)

経営比較分析表（令和4年度決算）

熊本県 宇城市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	60.81	49.10	81.56	3,140

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
57,562	188.67	305.09
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
28,064	8.94	3,139.15

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①…管渠費の減に伴う経常費用の減少以上に、一般会計からの補助金が減少したため、前年度から悪化している。

②…累積欠損金は発生していないが、令和4年度は営業活動で生じた損失を前年度からの繰越利益剰余金で補填している。

③…公共・特環・農集を1つの会計で処理しており、公共の流動資産（預金）がマックスになったことが要因である。
※下水道事業会計（3事業）の流動比率＝65.89%

④…污水处理費公費負担分減の影響で比率が前年度から大幅に増加している。

⑤・⑥…污水处理費公費負担分増の影響でそれぞれ前年度から数値が変動している。今後は適正な使用料収入の分析及び公費負担の適正化を図っていく。

⑦…昼夜間の人口比率や地理的条件、気象状況等の影響で変動しているが、処理能力に対して6割の稼働率は、類似団体平均値に比べ高水準にある。

⑧…昨年度よりは改善したものの、類似団体平均値を未だ下回っている。今後は下水道の利点を周知し、接続率の向上を図る。

2. 老朽化の状況について

①…計画的な維持管理により法定耐用年数を上回る経済的耐用年数まで延命化していることから、昭和61年に供用を開始した処理場や管渠等の老朽化が進んでいる。また、令和2年度から類似団体平均値を上回っているため、施設改築等の必要性が高まっている。

②・③…法定耐用年数（50年）を超えた管渠はないため、これまで更新実績はないが、今後は管渠の老朽化に備え、ストックマネジメントに基づき、計画的な修繕・改築・更新を行っていく。

全体総括

本市の下水道事業において、処理区域内人口の飛躍的な増加は期待できず、人口減少や節水機器の普及等の影響により、使用料収入の大幅な増額は見込めない状況である。

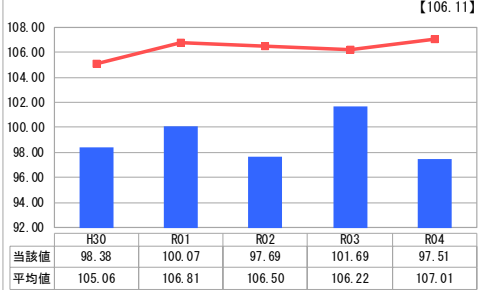
加えて、老朽化が進む資産の更新・改築に係る投資費用は増大することから、より厳しいコスト意識が求められる。

また、繰入金に依存している一般会計も厳しい財政環境の中、行政需要の多様化に対応していかなければならない。

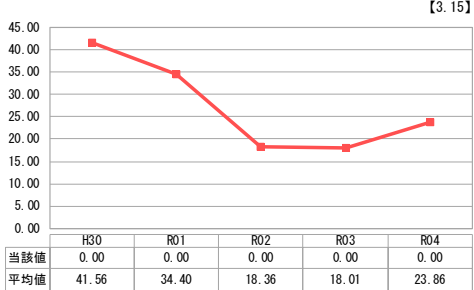
このような状況下で、将来的に安定した下水道事業サービスを提供するため、維持管理費の節減や事務改善に取り組むことはもとより、資産の更新費用を踏まえた使用料見直しの検討、公費（市税）・私費（下水道使用料）の負担の適正化を図りながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指す。

1. 経営の健全性・効率性

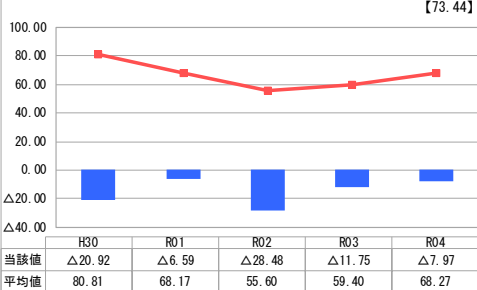
①経常収支比率(%)



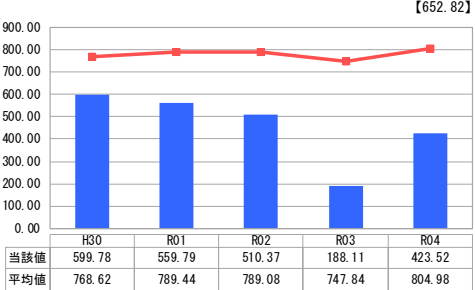
②累積欠損金比率(%)



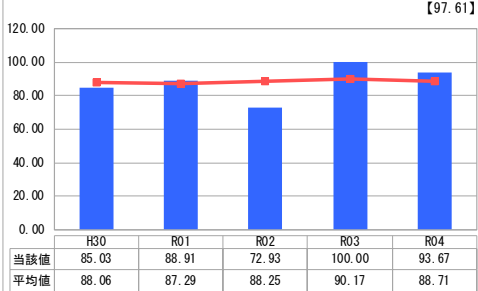
③流動比率(%)



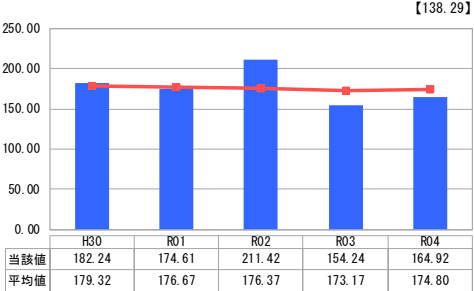
④企業債残高対事業規模比率(%)



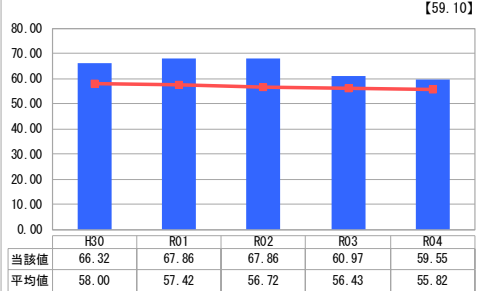
⑤経費回収率(%)



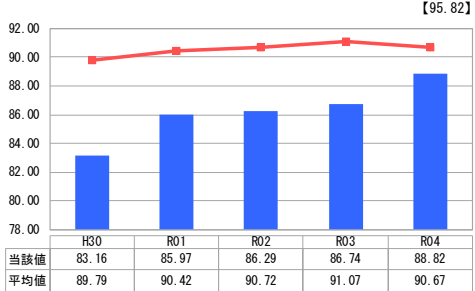
⑥污水处理原価(円)



⑦施設利用率(%)

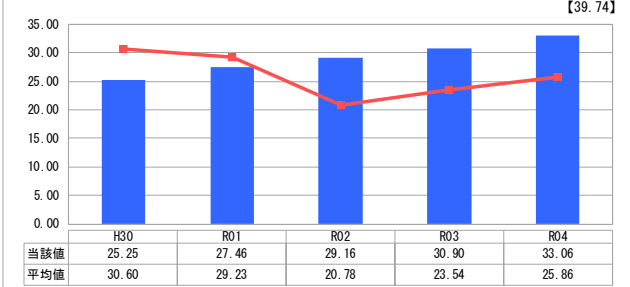


⑧水洗化率(%)

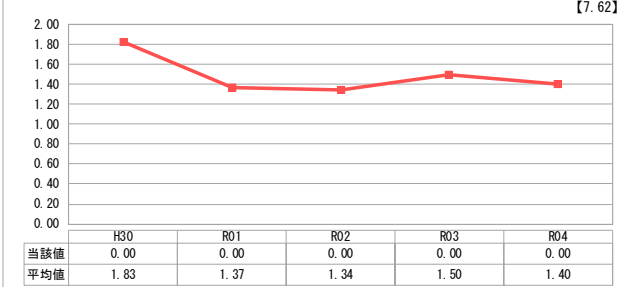


2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)



②管渠老朽化率(%)



③管渠改善率(%)



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

表 2.12 経営比較分析表(令和4年度決算・特定環境保全公共下水道事業)

経営比較分析表（令和4年度決算）

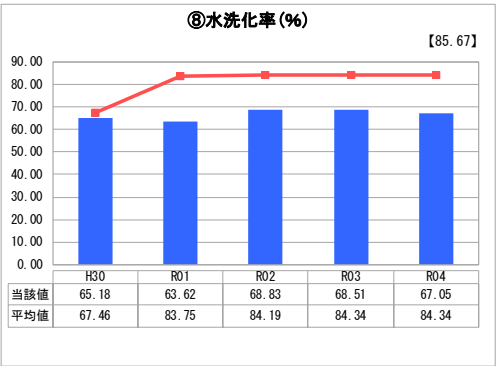
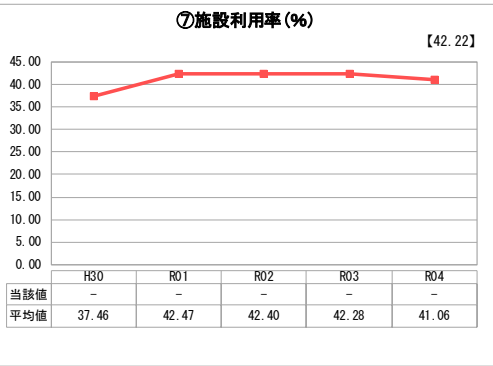
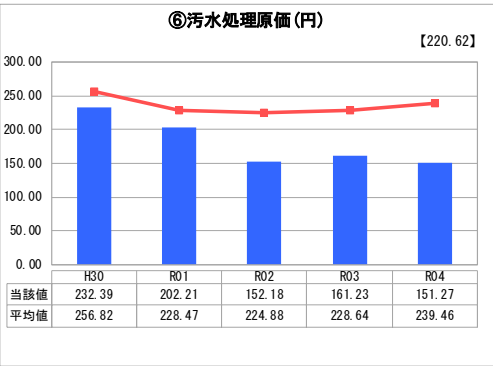
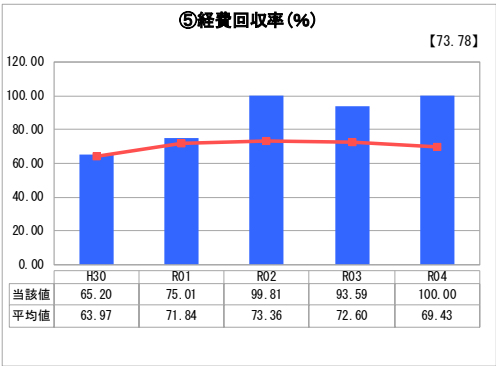
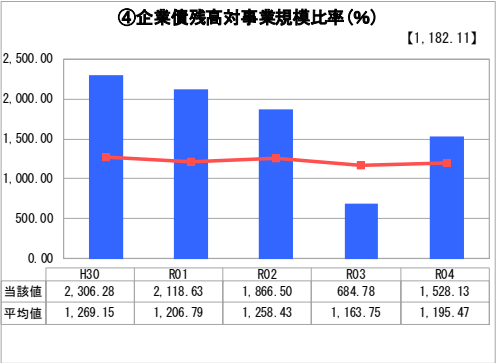
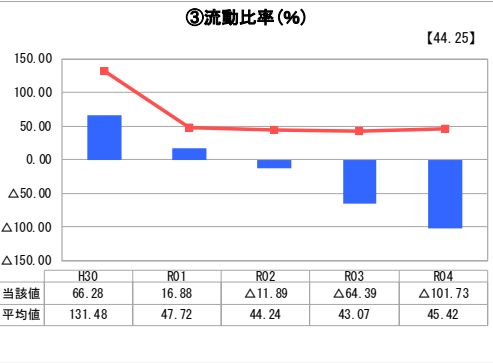
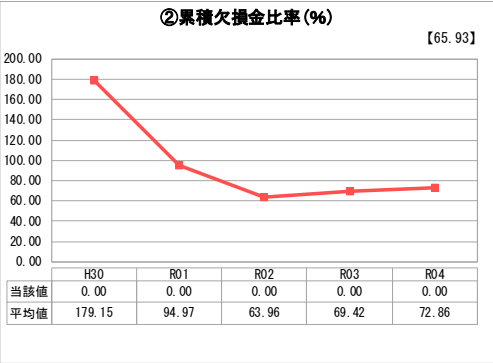
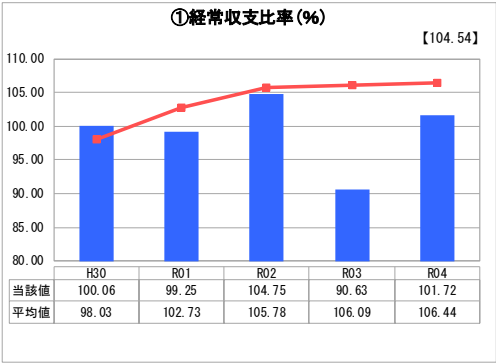
熊本県 宇城市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	54.73	2.13	84.28	3,140

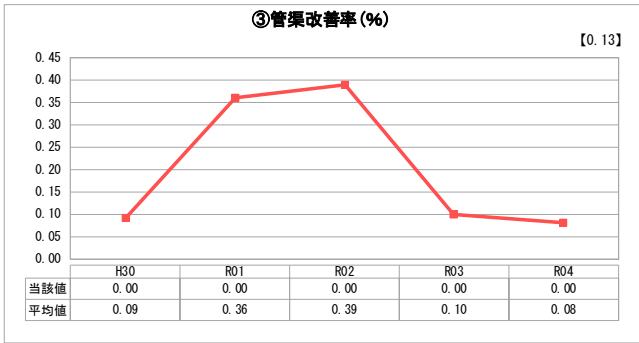
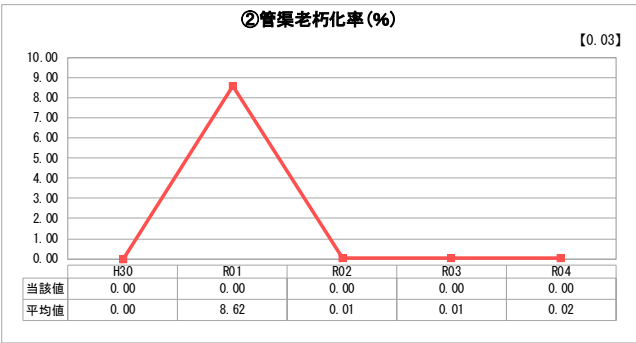
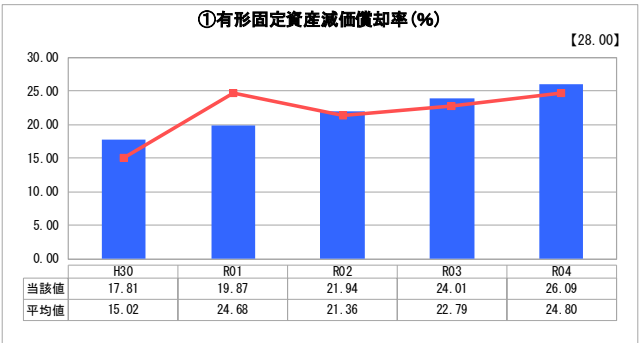
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
57,562	188.67	305.09
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,217	0.49	2,483.67

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①…職員数の減に伴い人件費が減少したため、前年度から数値は改善したものの、未だ類似団体平均値を下回っている。

②…令和4年度は純利益となっており、損失は発生していない。

③…公共・特環・農集を1つの会計で処理しており、特環の流動資産（預金）がマイナスになったことが要因である。
※下水道事業会計（3事業）の流動比率＝65.89%

④…汚水処理費公費負担分減の影響で比率が前年度から大幅に増加している。

⑤・⑥…汚水処理費用を下水道使用料で賄えているが、今後も未接続世帯の解消及び維持管理費の節減に努めていく。

⑧…前年度に比べて大きな変化はないが、類似団体平均値を下回っており、人口減少や高齢化の進行などの影響により伸び悩んでいる。

2. 老朽化の状況について

①…本事業は供用開始から18年を迎えたが、令和4年度は新たな設備投資を行っていないため、管渠等の老朽化が進んでいる。比較的新しい施設であるが、類似団体平均値を上回っているため、施設改築等の必要性が高まっている。

②・③…法定耐用年数（50年）を超えた管渠はないため、これまで更新実績はないが、今後は管渠の老朽化に備え、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築・更新を行っていく。

全体総括

本市の下水道事業において、処理区域内人口の飛躍的な増加は期待できず、人口減少や節水機器の普及等の影響により、使用料収入の大幅な増額は見込めない状況である。

加えて、老朽化が進む資産の更新・改築に係る投資費用は増大することから、より厳しいコスト意識が求められる。

また、繰入金に依存している一般会計も厳しい財政環境の中、行政需要の多様化に対応していかなければならない。

このような状況下で、将来的に安定した下水道事業サービスを提供するため、維持管理費の節減や事務改善に取り組むことはもとより、資産の更新費用を踏まえた使用料見直しの検討、公費（市税）・私費（下水道使用料）の負担の適正化を図りながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指す。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

表 2.13 経営比較分析表（令和4年度決算・農業集落排水事業）

経営比較分析表（令和4年度決算）

熊本県 宇城市

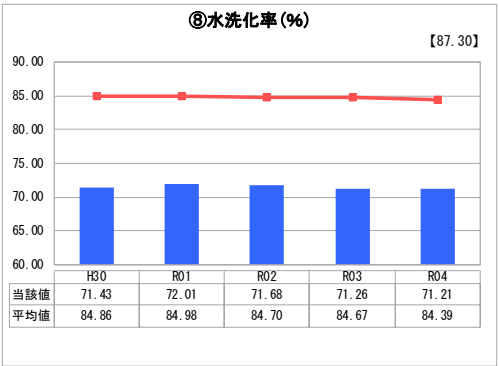
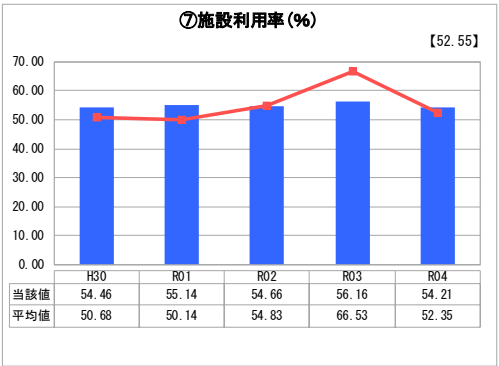
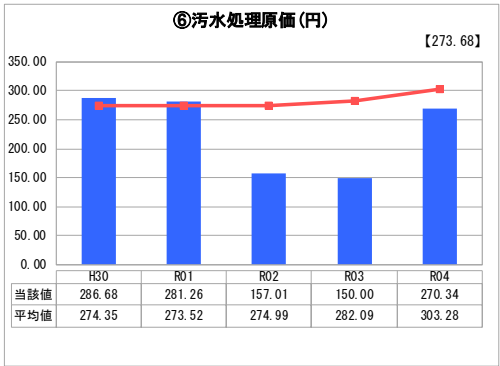
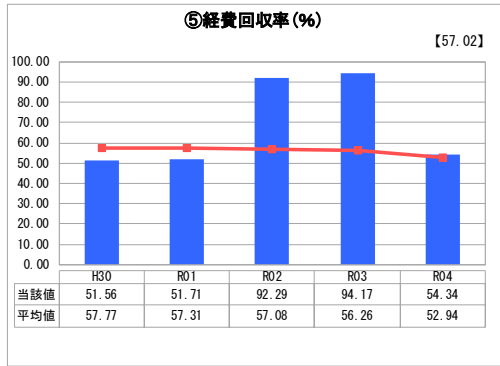
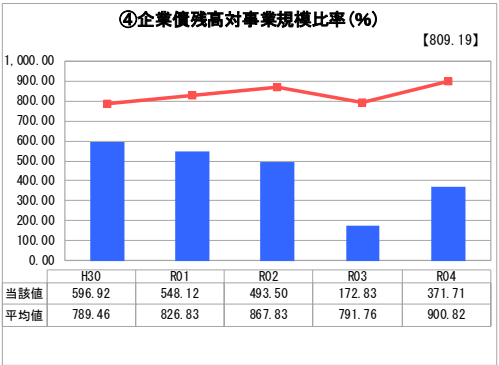
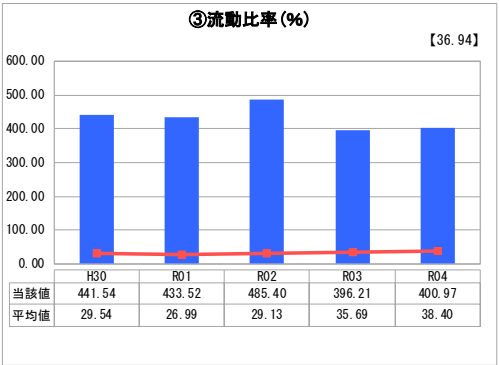
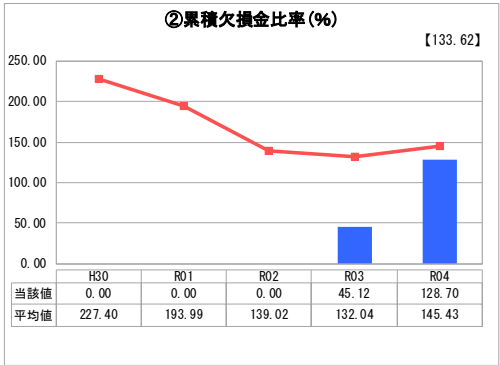
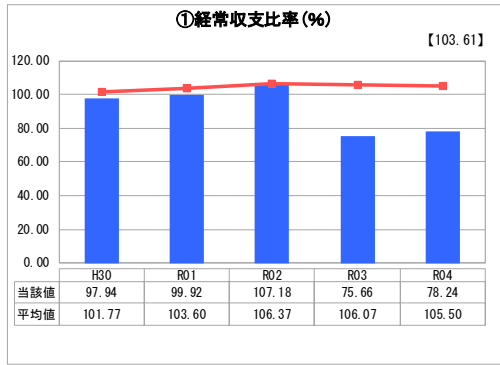
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率（％）	自己資本構成比率（％）	普及率（％）	有収率（％）	1か月20m ³ 当たり家賃料金（円）
-	74.93	9.73	100.00	3,560

人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
57,562	188.67	305.09
処理区域内人口（人）	処理区域面積（km ² ）	処理区域内人口密度（人/km ² ）
5,564	3.82	1,456.54

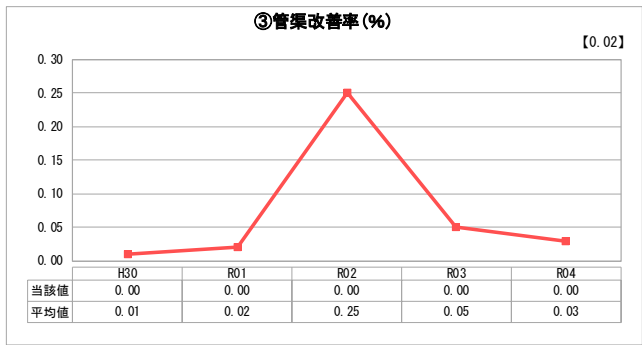
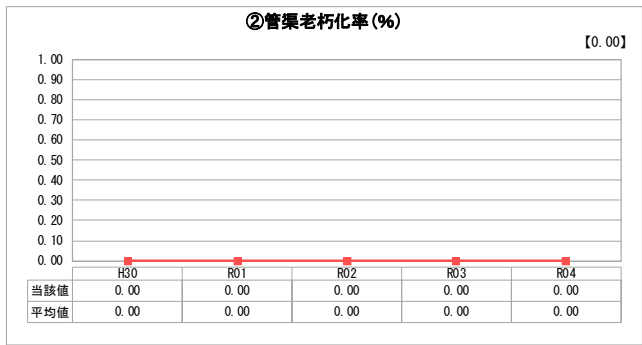
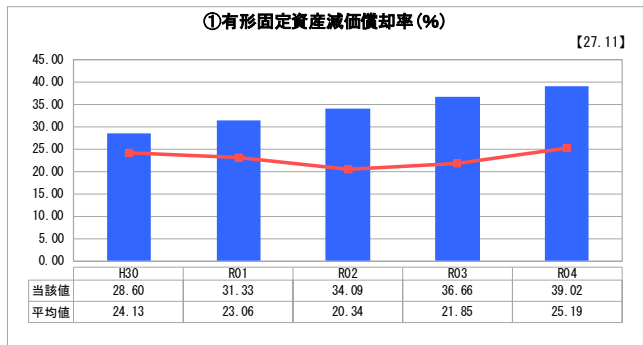
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①…長期前受金戻入の減に伴う経常収益の減少に比べて、経常費用の減額（減価償却費の減）が大きかったため、数値は改善している。

②…営業活動に対する累積欠損金が発生していることから、未接続世帯の解消及び維持管理費の節減など経営健全化に向けた取組が必要である。

③…類似団体平均値を大きく上回っているが、公共・特環・農集を1つの会計で処理し、公共・特環の流動資産（預金）のマイナスを補填している。
※下水道事業会計（3事業）の流動比率＝65.89%

④…污水处理費公費負担分減の影響で比率が前年度から大幅に増加している。

⑤・⑥…繰出基準に基づく「分流式下水道等に要する経費」の算定方法見直しによる污水处理費用増の影響で前年度から数値が大幅に変動している。污水处理費用を下水道使用料で賄えていない状況であるため、基準内繰入金を確保しつつ、未接続世帯の解消及び維持管理費の節減に努める。

⑦…昼夜間の人口比率や地理的条件、気象状況等の影響はあるが、類似団体平均値と同水準にある。

⑧…類似団体平均値を下回る数値が横ばいで続いており、未接続世帯へ農集の利点を周知することで接続率向上を図る。

2. 老朽化の状況について

①…平成9年度に供用を開始した本事業は、処理場や管渠等の老朽化が進んでおり、類似団体平均値を大幅に上回っているため、施設改築等の必要性が高まっている。

②・③…法定耐用年数（50年）を超えた管渠はないため、これまで更新実績はないが、今後は管渠の老朽化に備え、ストックマネジメントに基づき、計画的な修繕・改築・更新を行っていく。

全体総括

本市の下水道事業において、処理区域内人口の飛躍的な増加は期待できず、人口減少や節水機器の普及等の影響により、使用料収入の大幅な増額は見込めない状況である。

加えて、老朽化が進む資産の更新・改築に係る投資費用は増大することから、より厳しいコスト意識が求められる。

また、繰入金に依存している一般会計も厳しい財政環境の中、行政需要の多様化に対応していかなければならない。

このような状況下で、将来的に安定した下水道事業サービスを提供するため、維持管理費の節減や事務改善に取り組むことはもとより、資産の更新費用を踏まえた使用料見直しの検討、公費（市税）・私費（下水道使用料）の負担の適正化を図りながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指す。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

第3章 将来の事業環境

3.1 処理区域内人口・水洗化人口の予測

下水道事業における使用料収入の分析にあたっては、下水道を使用する人口の影響を受けるため、処理区域内人口（全体計画区域内人口）及び水洗化人口の推移を重要な指標とし、将来の予測を実施しました。

本市の処理区域内の将来人口は、「宇城市人口ビジョン」における5年ごとの将来展望（現状値）の内訳を処理区・地区別に集計し、年度ごとの人口を直線補間することで算出しました。

処理区域内の整備人口は、処理区域内人口の減少比率に相関するものとして推計しました（整備人口の最新実績値に処理区域内人口の減少比率を乗じて推計）。

処理区域内の将来水洗化人口については、水洗化率の推計（対数近似による）を行った上で、上記の整備人口に水洗化率を乗じることで推計しました。

以上の推計により算出した将来水洗化人口は減少し、事業ごとに以下のとおりとなる見込みです。

- 公共下水道事業
 - ・目標年度の令和15年度：23,746人（令和4年度（24,927人）から5%減少）
 - ・30年後の令和35年度：19,320人（令和4年度から22%減少）
- 特定環境保全公共下水道事業
 - ・目標年度の令和15年度：709人（令和4年度（816人）から13%減少）
 - ・30年後の令和35年度：465人（令和4年度から43%減少）
- 農業集落排水事業
 - ・目標年度の令和15年度：3,564人（令和4年度（3,962人）から10%減少）
 - ・30年後の令和35年度：2,533人（令和4年度から36%減少）

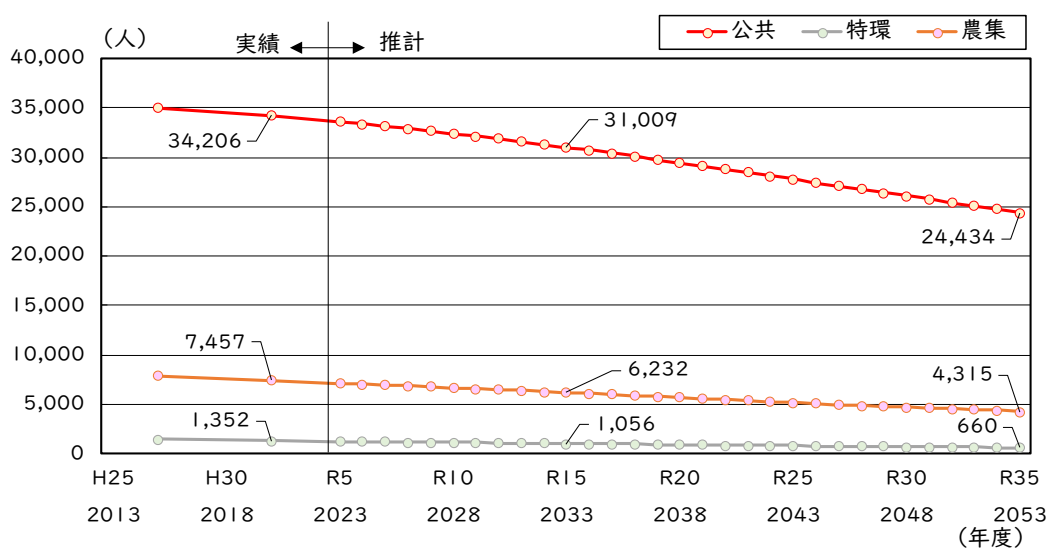


図 3.1 処理区域内人口の予測

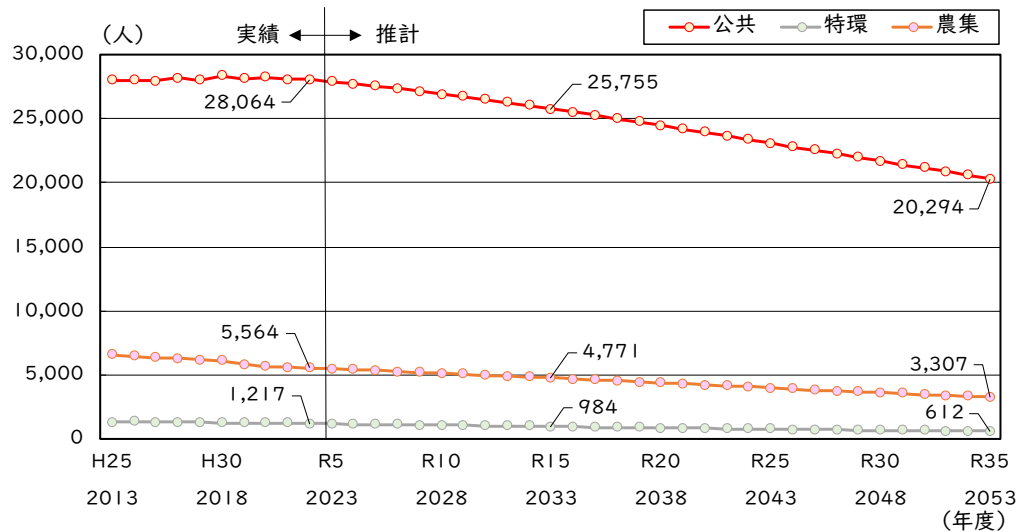


図 3.2 整備人口の予測

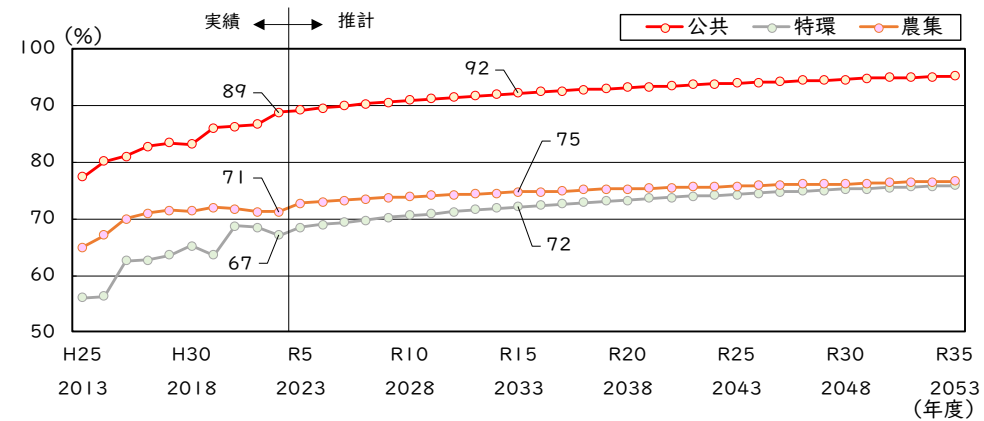


図 3.3 水洗化率の予測

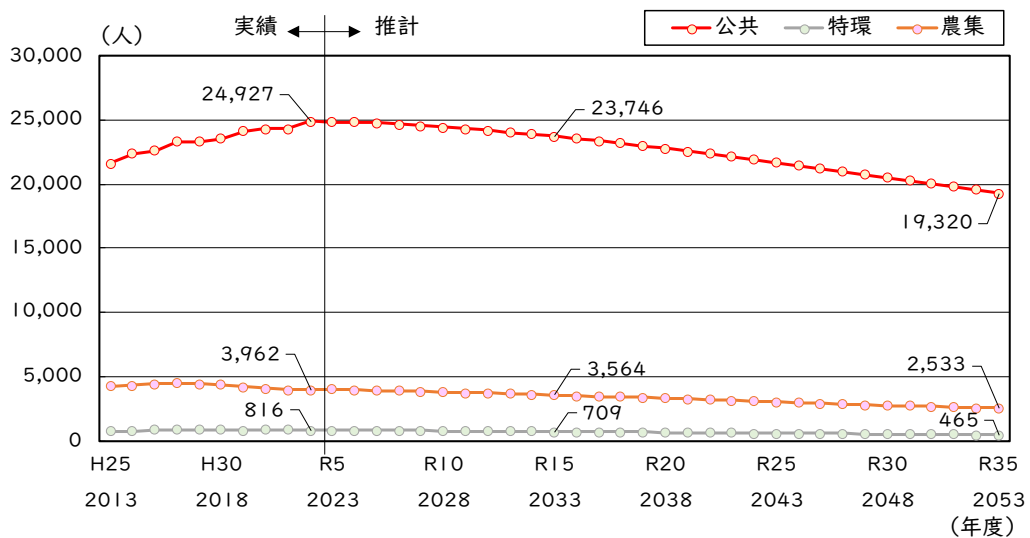


図 3.4 水洗化人口の予測

3.2 有収水量の予測

有収水量は、有収水量原単位※の推計を行い、これに水洗化人口を乗じて推計しました。

有収水量は、新型コロナウイルスによる影響もあり令和 2 年度は増加しましたが、水需要への影響としては収束を見せている状況であり、それに加え前述の人口減少が今後見込まれることから、将来の有収水量も減少傾向で推移する見通しとなっています。

※有収水量原単位 ($\text{m}^3/\text{人}/\text{年}$) = 有収水量 ($\text{m}^3/\text{年}$) / 水洗化人口 (人)

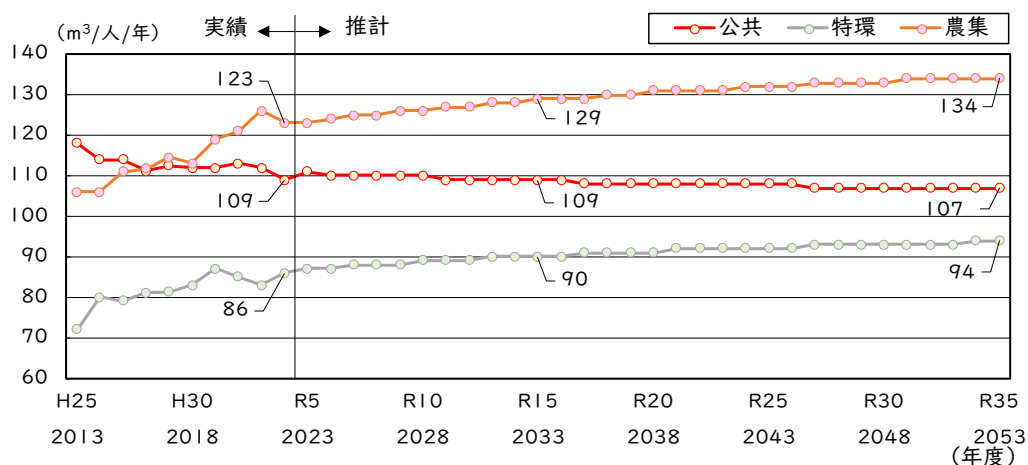


図 3.5 有収水量原単位の予測

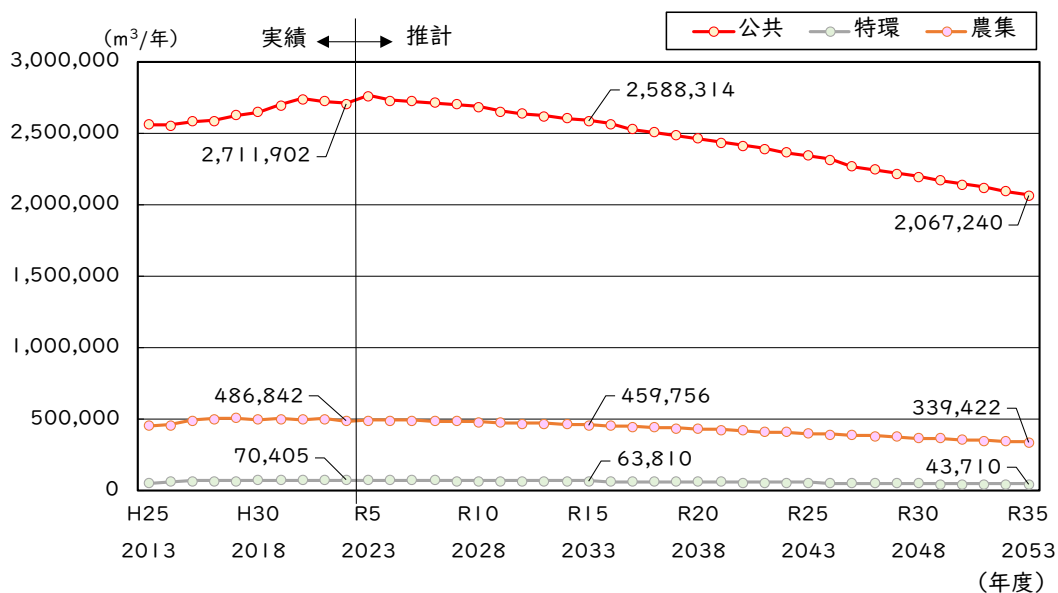
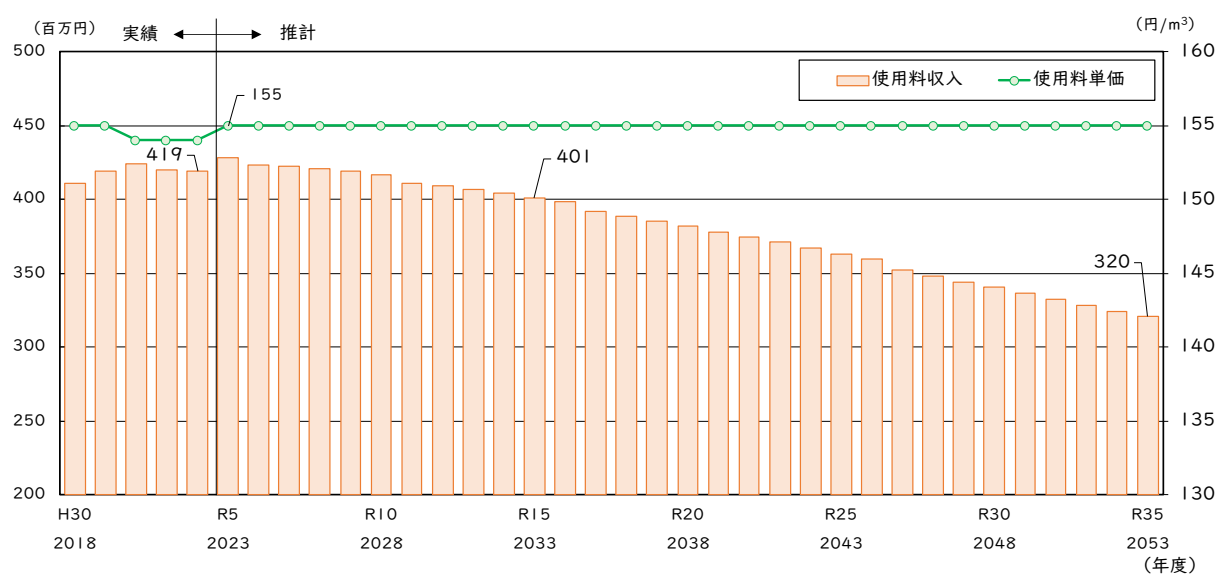


図 3.6 有収水量の予測

3.3 使用料収入の見通し

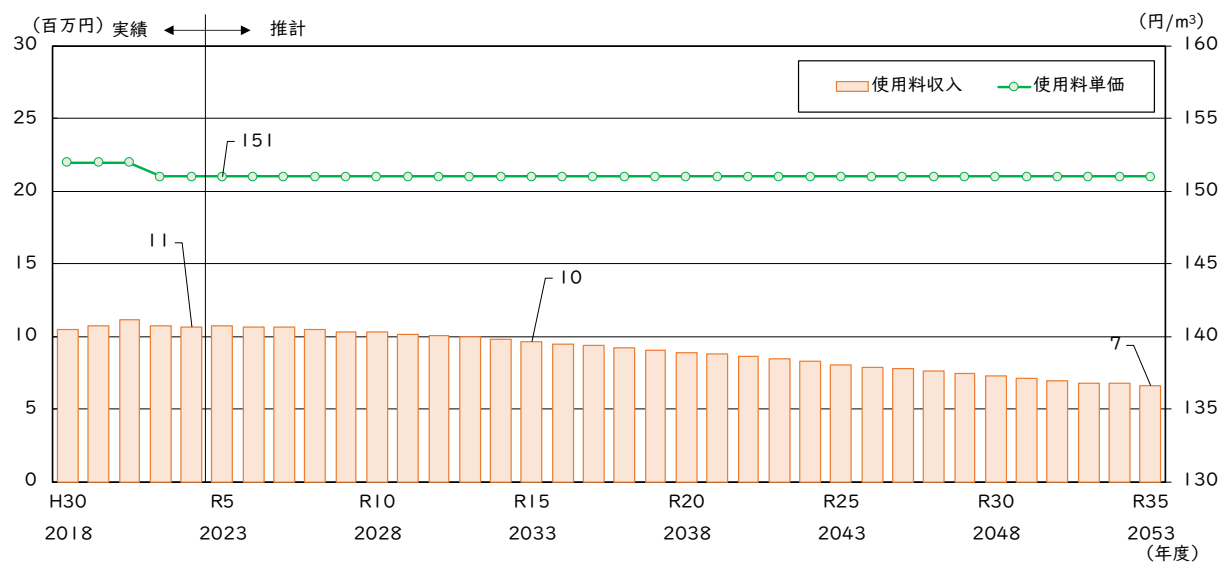
現状の下水道使用料を維持した場合、事業ごとの使用料収入の見通しは以下のとおりです。

- 公共下水道事業
 - ・目標年度の令和 15 年度:401 百万円(令和 4 年度(419 百万円)から 4%減少)
 - ・30 年後の令和 35 年度 :320 百万円(令和 4 年度から 24%減少)
- 特定環境保全公共下水道事業
 - ・目標年度の令和 15 年度:10 百万円(令和 4 年度(11 百万円)から 10%減少)
 - ・30 年後の令和 35 年度 :7 百万円(令和 4 年度から 38%減少)
- 農業集落排水事業
 - ・目標年度の令和 15 年度:67 百万円(令和 4 年度(72 百万円)から 7%減少)
 - ・30 年後の令和 35 年度 :49 百万円(令和 4 年度から 31%減少)



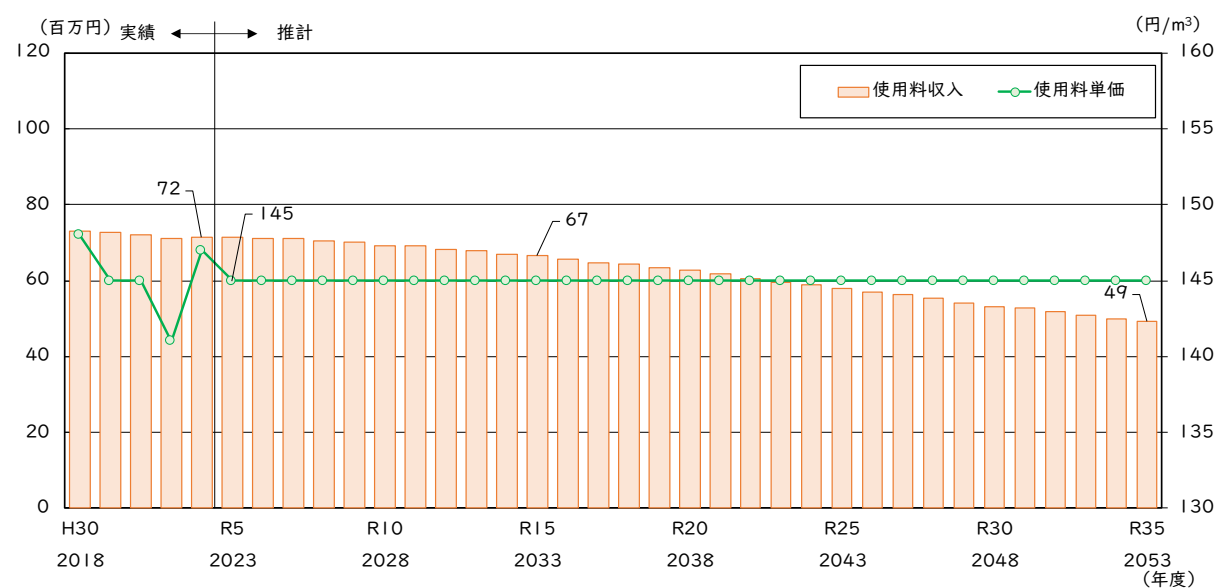
※使用料収入=使用料単価の直近 5 ヶ年平均(155 円/m³)×有収水量

図 3.7 使用料収入の見通し(公共下水道事業)



※使用料収入=使用料単価の直近5ヶ年平均(151 円/m³)×有収水量

図 3.8 使用料収入の見通し(特定環境保全公共下水道事業)



※使用料収入=使用料単価の直近5ヶ年平均(145 円/m³)×有収水量

図 3.9 使用料収入の見通し(農業集落排水事業)

3.4 施設の見通し

本市では、以下の各種ストックマネジメント計画※を策定しており、今後、当該計画をベースに修繕・改築等の事業を実施する見込みです。

※長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行い、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的とした計画

表 3.1 策定済みのストックマネジメント計画

事業	対象	策定年度	最適シナリオ等	備考
公共下水道事業 及び 特定環境保全 公共下水道事業	処理場 松橋不知火 浄水管理センター	令和 2 年度	3.0 億円/年	改築対象： 主に第 Ⅰ 期計 画で先送りとな っていた施設
	管渠 松橋不知火処理区	平成 29 年度	当面 10 年：0.5 億円/年 その後 10 年：1.0 億円/年 以降：1.8 億円/年	改築対象： 緊急度Ⅰ及び 緊急度Ⅱ
	管渠 小川処理区	平成 30 年度	当面 20 年：0.5 億円/年 その後 20 年：0.6 億円/年 以降：0.7 億円/年	改築対象： 緊急度Ⅰ及び 緊急度Ⅱ
農業集落排水 事業	処理場・管渠 6地区	令和元年度	昨今の人口減少等を勘案し、 以下の統廃合を実施する将 来構想 ■安見地区→豊野東部地区 （令和 12 年度） ■豊野西部地区→豊野東部 地区（令和 28 年度）	農業集落排水 施設再編計画 による

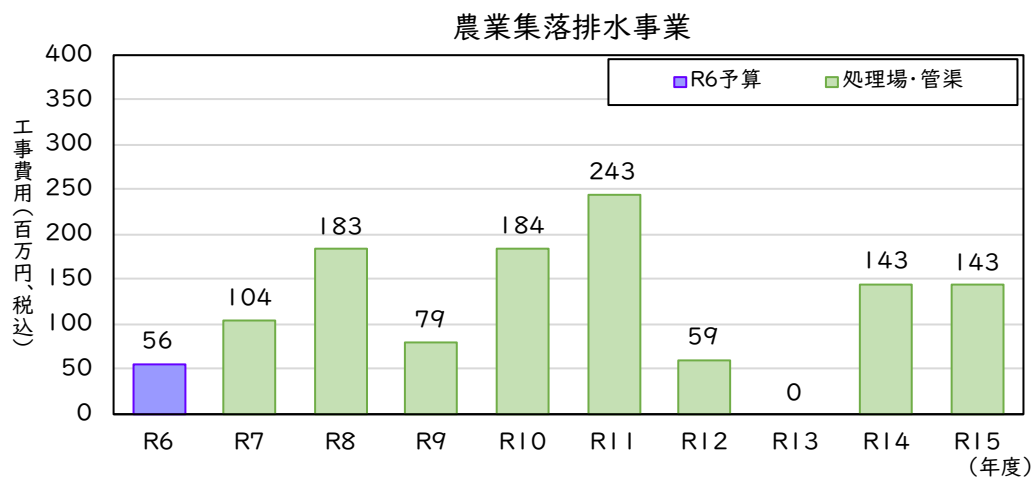
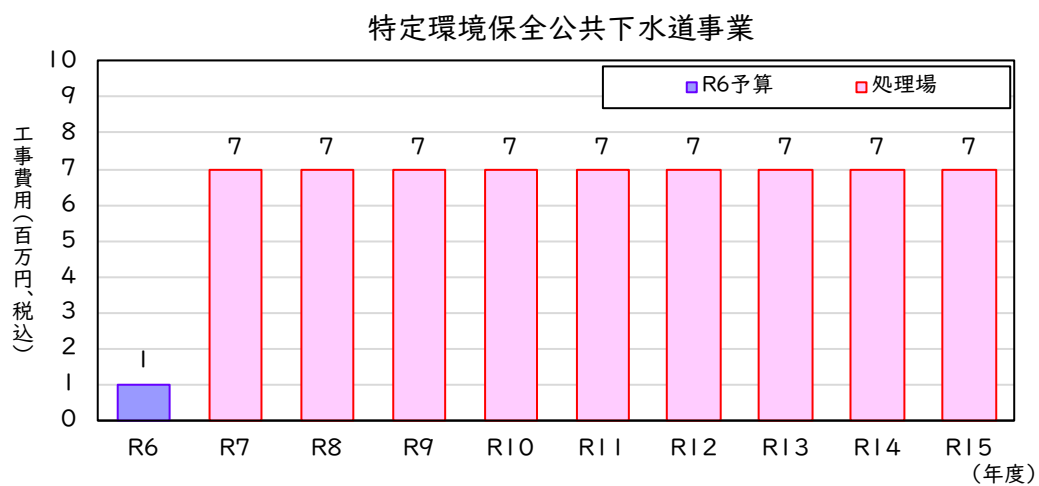
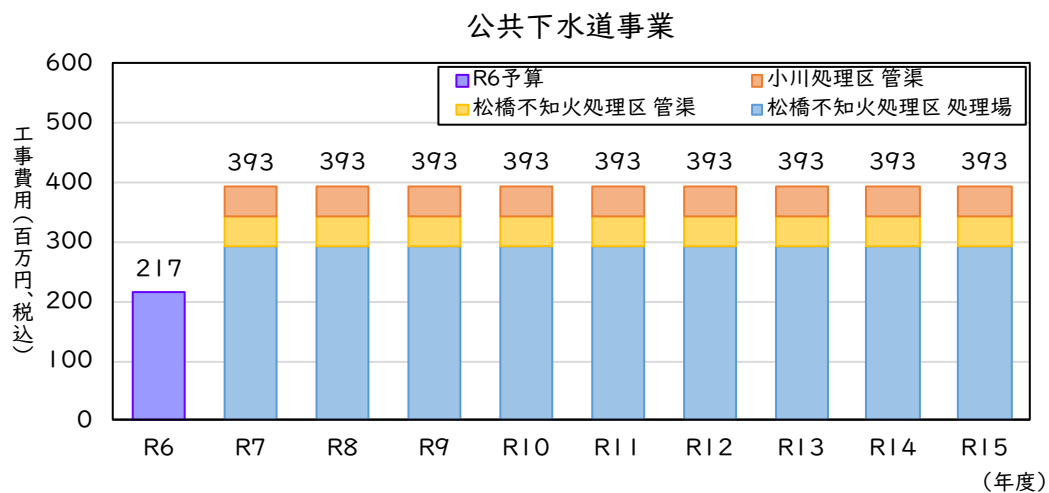


図 3.10 投資年次計画

3.5 組織の見通し

本市では、多様化するニーズや社会環境の変化に伴い、より効率的な下水道事業の運営を推進する必要があるため、これまで継続的に組織再編や職員数の削減に取り組んできました。

また、ウォーターPPP 等、民間活力を活用した新たな事業スキームが出てきていることから、今後は、業務内容によって民間業者への委託を検討するなど経営の効率化をさらに追求していく予定です。

一方で、組織のスリム化に伴い、職員数は現在 8 人まで減少していますが、そのほとんどが下水道事業に係る経験年数が 5 年未満であり、技術力の確保や技術の継承に課題があります。

下水道事業を将来にわたり安定的に継続していくためにも、研修等による技術継承や更新事業の増大を想定した組織体制の強化に取り組んでいきます。

第4章 経営の基本方針

本市の総合計画では、「ちょうどいい!住みやすさを実感できる 都市・宇城」を将来像として定め、その実現に向け、5つの基本目標を掲げて取り組んでいます。

下水道事業は、その基本目標の1つである「『持続する』まちづくり」に位置付けられており、それらを踏まえ、本経営戦略では、基本理念を「ちょうどいい!住みやすさを支える上下水道」と決めました。

この基本理念のもと、現状、課題及び将来の事業環境の見通しを踏まえて、「安心して暮らせる都市基盤の構築」「健全な経営基盤の構築」の2つの観点から基本方針を設定し、具体的な方向性を示したうえで、今後の下水道事業の運営を行っていきます。

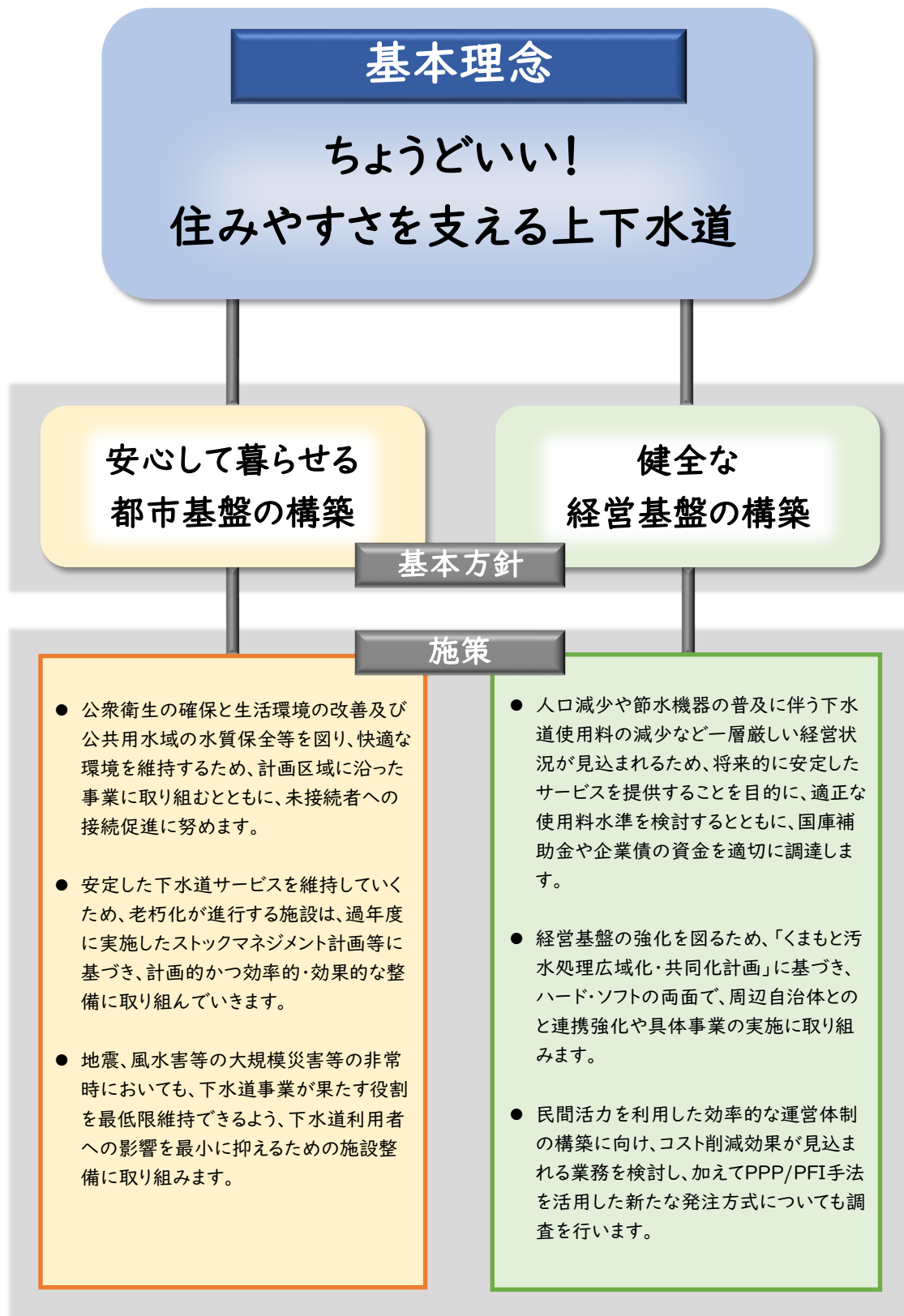


図 4.1 経営の基本方針

第5章 投資・財政計画

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画（収支計画）」は、施設・設備の投資見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整したものです。

今回は、平成 30 年度から令和 4 年度までの決算値と、令和 5 年度から 6 年度までの予算値を用いて、令和 6 年度から 45 年度までの 40 年間の収支を見込んだ上で、本経営戦略の計画期間中（令和 6 年度から 15 年度までの 10 年間）に取り組むべき事業に要する費用とその財源を試算しました。

5.1 投資・財政計画（収支計画）

■ 公共下水道事業

<収益的収支>

有収水量の減少に伴い、下水道使用料も減少し、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難になることが懸念されるため、令和 7 年度から 5 年間隔で使用料改定を行うこととしています。これにより、減少傾向の下水道使用料が、使用料改定期間に沿った形で段階的に増加し、2 回目の改定を実施した後の令和 12 年度以降の損益をプラスに維持することが可能となり、収支のバランスが保たれる見通しです。

また、計画期間内における経費回収率は、令和 7 年度以降 100%を上回り、下水道管理費のうち汚水処理に要した費用を下水道使用料で賄える見通しです。

<資本的収支>

建設改良費を主とする支出が収入を上回るため、資本的収支不足額が発生する見込みです。このため、不足する財源については、補填財源（損益勘定留保資金^{※1}や純利益により積立てられた積立金等）を使用します。

資金残高は、非常時（災害発生時等）においても事業を継続することを目的に、収益的支出^{※2}と資本的支出の合計の約半年分である 6.8 億円程度を維持することを目標として定めました。しかし、現状の資金残高はマイナスとなっており、他セグメントより補填している状況です。そのため、本計画の計画期間である令和 15 年度までに公共下水道事業の単独の資金残高が目標である 6.8 億円以上に到達するように使用料改定率を設定しています。

これらより、計画期間内である令和 7 年度から 15 年度までの経費回収率が 100%を上回り、令和 15 年度に資金残高の確保目標を達成することで安定的な下水道事業を経営することが可能です。

※1 損益勘定留保資金：減価償却費や資産減耗費等、現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金

※2 収益的支出における減価償却費・資産減耗費については、現金支出を必要としない費用であるため、資金残高の目標設定から除いた

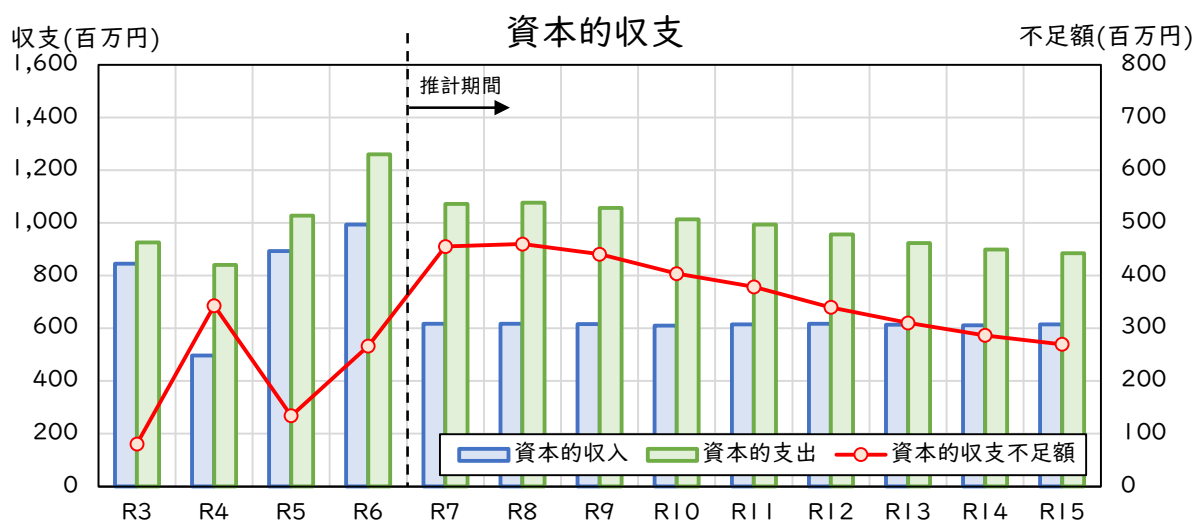
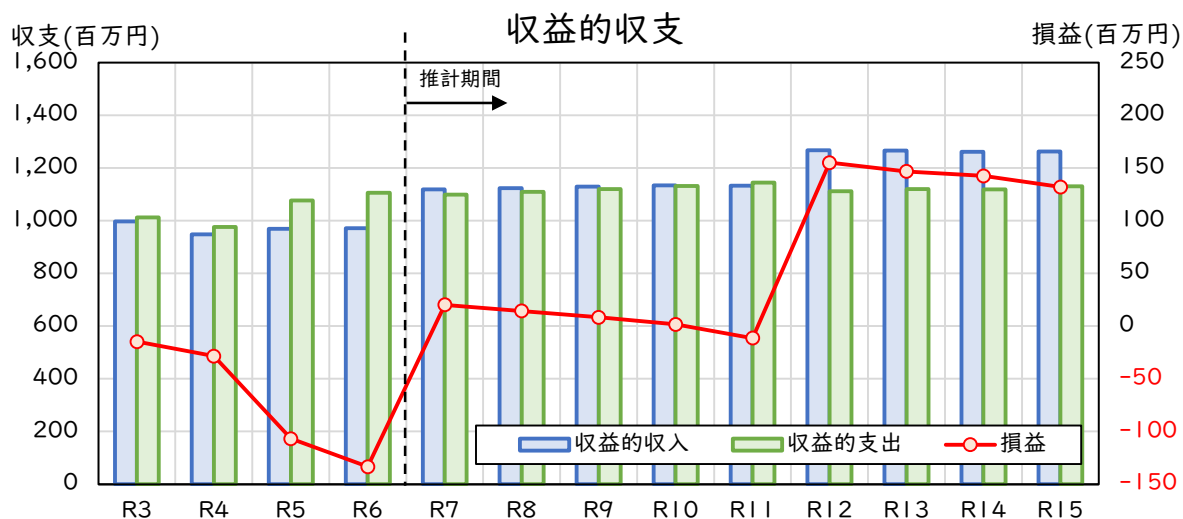
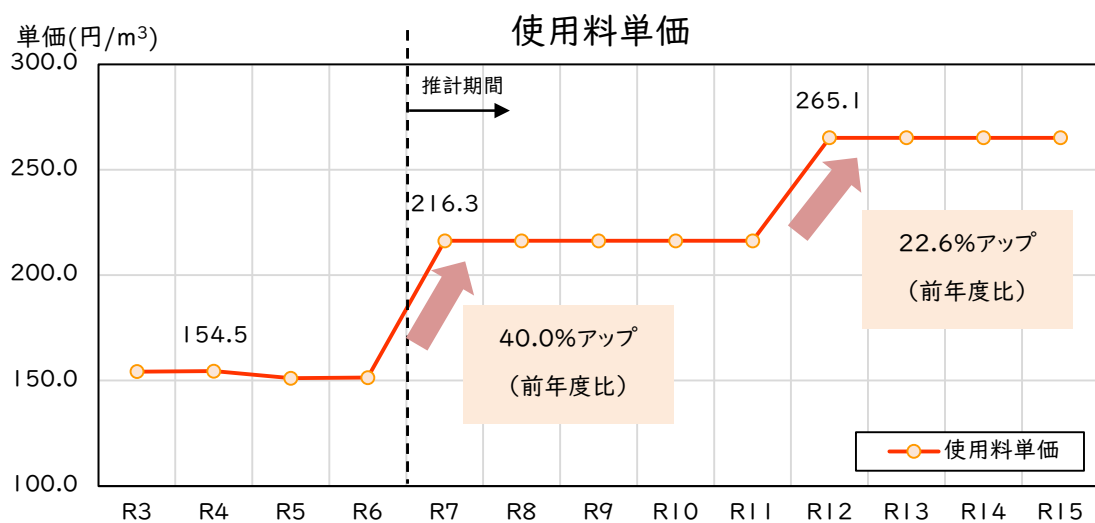


図 5.1 収支計画の見通し(1/2) (公共下水道事業)

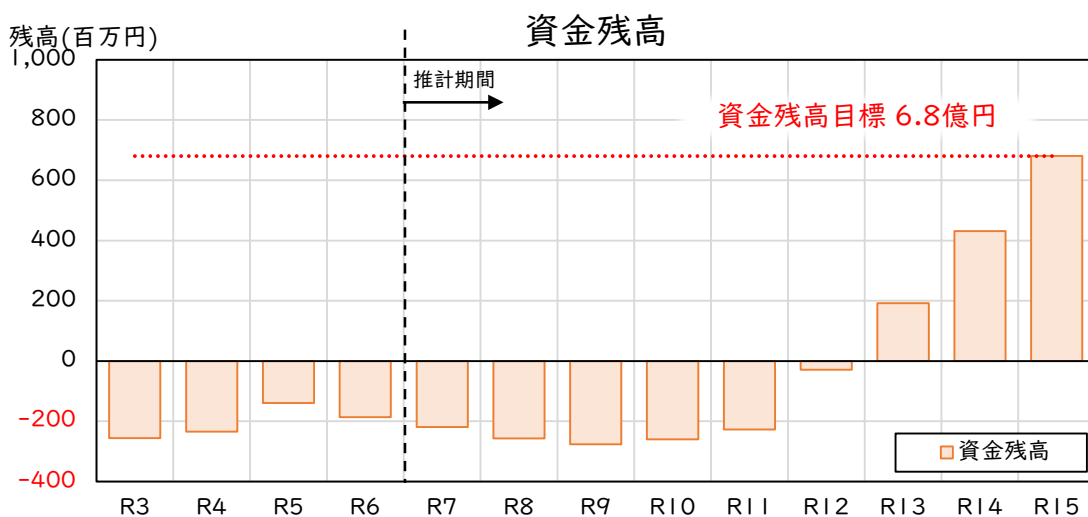
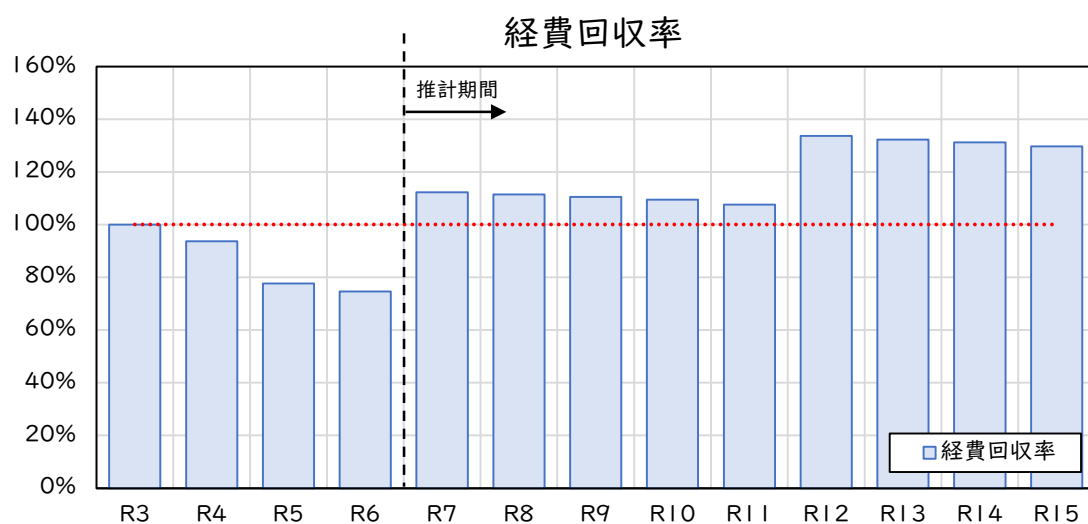
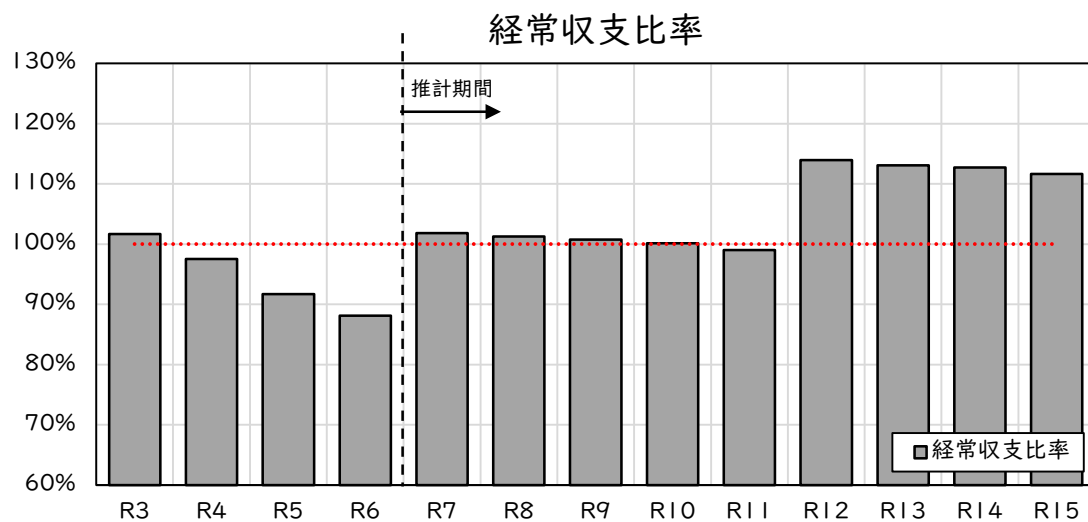


図 5.2 収支計画の見通し(2/2) (公共下水道事業)

■ 収益の収支（公共下水道事業）

（単位：千円、％）

区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	420,899	426,390	418,914	451,075	603,023	600,350	597,877	595,600	587,524	713,725	708,654	704,330	699,216
	(1) 下 水 道 使 用 料	420,251	418,932	417,274	413,638	589,847	587,207	584,518	581,806	573,783	700,134	695,278	691,174	686,290
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	5,826	0	27,210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	648	1,632	1,640	10,227	13,176	13,144	13,359	13,794	13,742	13,592	13,376	13,156	12,926
	2. 営 業 外 収 益	576,211	521,129	550,660	520,811	515,554	523,057	530,728	538,023	545,392	553,081	557,495	557,013	562,894
	(1) 補 助 金	359,944	302,049	291,006	301,378	285,547	285,650	285,724	285,754	285,725	285,659	285,584	285,497	285,416
	他 会 計 補 助 金	352,785	301,880	291,006	284,928	285,547	285,650	285,724	285,754	285,725	285,659	285,584	285,497	285,416
	そ の 他 補 助 金	7,159	169	0	16,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	215,836	218,734	219,235	219,235	229,809	237,209	244,806	252,071	259,469	267,224	271,713	271,318	277,280
	(3) そ の 他	431	346	40,419	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198
収 入	収 入 の 計 (C)	997,110	947,519	969,574	971,886	1,118,577	1,123,407	1,128,605	1,133,623	1,132,916	1,266,806	1,266,149	1,261,343	1,262,110
	1. 営 業 費 用	883,137	880,626	972,908	1,018,074	1,016,323	1,030,130	1,044,235	1,058,060	1,071,924	1,040,667	1,048,756	1,048,079	1,058,762
	(1) 職 員 給 与 費	29,061	20,830	19,314	37,967	37,967	37,967	37,967	37,967	37,967	37,967	37,967	37,967	37,967
	基 本 給	11,318	11,308	10,396	14,458	14,458	14,458	14,458	14,458	14,458	14,458	14,458	14,458	14,458
	退 職 給 付 費	9,013	0	440	11,280	11,280	11,280	11,280	11,280	11,280	11,280	11,280	11,280	11,280
	そ の 他	8,730	9,522	8,478	12,229	12,229	12,229	12,229	12,229	12,229	12,229	12,229	12,229	12,229
	(2) 経 費	345,617	343,022	434,279	461,050	386,403	387,903	389,412	390,929	392,189	393,724	395,206	396,727	398,225
	動 力 費	20,909	28,574	22,454	27,831	22,942	23,000	23,056	23,111	22,955	23,007	23,009	23,035	23,034
	修 繕 費	9,806	3,295	12,481	12,481	14,331	14,410	14,489	14,570	14,651	14,733	14,815	14,898	14,982
	材 料 費	48	0	50	216	52	52	53	53	53	54	54	55	55
支 出	そ の 他	314,854	311,153	399,294	420,522	349,078	350,441	351,813	353,195	354,530	355,930	357,327	358,739	360,155
	(3) 減 価 償 却 費	508,459	516,774	519,315	519,057	591,953	604,259	616,856	629,164	641,768	608,976	615,584	613,385	622,570
	2. 営 業 外 費 用	97,406	91,051	84,571	85,027	82,099	78,951	76,130	73,951	72,347	71,182	70,743	70,886	71,486
	(1) 支 払 利 息	97,334	90,537	84,571	85,027	82,099	78,951	76,130	73,951	72,347	71,182	70,743	70,886	71,486
	(2) そ の 他	72	514	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 の 計 (D)	980,543	971,677	1,057,479	1,103,101	1,098,421	1,109,080	1,120,365	1,132,011	1,144,272	1,111,850	1,119,500	1,118,965	1,130,248
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	16,567	△ 24,158	△ 87,905	△ 131,215	20,156	14,326	8,240	1,611	△ 11,356	154,956	146,649	142,379	131,862
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	31,266	4,372	18,860	2,185	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 31,266	△ 4,372	△ 18,860	△ 2,185	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 動	当 年 度 純 利 益 （又は純損失） (E)+(H)	△ 14,699	△ 28,530	△ 106,765	△ 133,400	20,156	14,326	8,240	1,611	△ 11,356	154,956	146,649	142,379	131,862
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	99,014	70,484	△ 53,651	△ 187,051	△ 166,895	△ 152,568	△ 144,328	△ 142,717	△ 154,073	884	147,533	289,911	421,773
	流 動 資 産 (J)	△ 61,932	△ 46,979	55,200	227,046	353,160	474,797	615,878	793,477	989,610	1,351,655	1,738,311	2,143,923	2,560,328
	う ち 未 収 金	113,384	85,445	99,543	98,675	140,711	140,081	139,439	138,792	136,878	167,020	165,862	164,883	163,718
	流 動 負 債 (K)	527,292	589,711	606,255	598,765	601,683	580,442	536,549	515,147	476,498	442,308	415,845	400,433	387,209
	う ち 建 設 改 良 費 分	466,596	455,168	444,960	437,550	440,436	419,421	375,995	354,821	316,584	282,759	256,577	241,329	228,246
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 未 払 金	55,188	127,898	146,933	146,933	146,933	146,933	146,933	146,933	146,933	146,933	146,933	146,933	146,933
	累 積 欠 損 金 比 率 （ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）	24	17	△ 13	△ 44	△ 28	△ 25	△ 24	△ 24	△ 26	0	21	41	60
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)													
	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	420,899	420,564	418,914	423,865	603,023	600,350	597,877	595,600	587,524	713,725	708,654	704,330	699,216
	地 方 財 政 法 に よ る （(L) / (M) × 100） 資 金 不 足 の 比 率 (N)													
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により算定した 資 金 の 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)													
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により算定した 模 式 の 規 模 (Q)													
	健 全 化 法 第 22 条 により算定した 資 金 不 足 比 率 （(N) / (P) × 100）													

■ 資本的収支（公共下水道事業）

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収 入	1. 企 業 債	337,700	164,600	322,400	431,000	239,774	240,257	240,749	241,273	241,774	242,309	242,846	243,353	243,906
	うち 資本 費 平 準 化 債	0	0	0	115,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	310,923	197,874	329,407	350,726	46,765	45,045	43,242	36,349	40,135	40,513	36,032	33,485	35,051
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	164,040	124,597	233,065	194,212	314,006	314,661	315,330	316,041	316,722	317,449	318,177	318,866	319,616
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	32,190	10,059	8,586	17,326	16,738	16,663	16,587	16,510	16,431	16,354	16,240	16,144	16,030
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	844,853	497,131	893,459	993,265	617,282	616,625	615,908	610,172	615,062	616,625	613,295	611,849	614,603
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純 計 (A)-(B) (C)	844,853	497,131	893,459	993,265	617,282	616,625	615,908	610,172	615,062	616,625	613,295	611,849	614,603
	1. 建 設 改 良 費	457,261	369,434	552,599	809,980	630,118	631,314	632,535	633,832	635,075	636,401	637,730	638,988	640,357
	うち 職 員 給 与 費	26,765	26,425	26,317	26,204	26,204	26,204	26,204	26,204	26,204	26,204	26,204	26,204	26,204
	2. 企 業 債 償 還 金	468,233	470,508	474,784	449,749	442,259	445,177	423,936	380,042	358,640	319,991	285,802	259,338	243,927
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	74,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	1,000,194	839,942	1,027,383	1,259,729	1,072,377	1,076,491	1,056,471	1,013,874	993,715	956,392	923,532	898,326	884,283
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	155,341	342,812	133,924	266,464	455,095	459,866	440,563	403,702	378,653	339,767	310,237	286,477	269,680
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	111,626	248,966	△ 5,298	213,514	414,424	401,078	372,050	362,782	337,650	298,675	269,055	245,211	228,322
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	△ 92,279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	99,785	74,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	36,209	19,146	52,971	52,950	40,670	40,751	40,833	40,920	41,003	41,093	41,182	41,266	41,358
計 (F)		155,341	342,812	47,673	266,464	455,095	441,828	412,883	403,702	378,653	339,767	310,237	286,477	269,680
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	86,251	0	0	18,037	27,680	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		6,081,165	5,775,256	5,622,872	5,604,123	5,401,639	5,196,718	5,013,532	4,874,763	4,757,897	4,680,215	4,637,259	4,621,274	4,621,253

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 の 収 支 分		352,785	303,149	291,006	284,928	285,547	285,650	285,724	285,754	285,725	285,659	285,584	285,497	285,416
	うち 基 準 内 繰 入 金	340,777	303,149	291,006	284,928	285,547	285,650	285,724	285,754	285,725	285,659	285,584	285,497	285,416
	うち 基 準 外 繰 入 金	12,008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		310,923	197,874	329,407	350,726	46,765	45,045	43,242	36,349	40,135	40,513	36,032	33,485	35,051
	うち 基 準 内 繰 入 金	85,378	77,918	329,407	350,726	46,765	45,045	43,242	36,349	40,135	40,513	36,032	33,485	35,051
	うち 基 準 外 繰 入 金	225,545	119,956	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		663,708	501,023	620,413	635,654	332,312	330,695	328,966	322,103	325,860	326,172	321,616	318,982	320,467

原価計算表

供用開始年 昭和61年度
 処理区域内人口 28,064人
 計算期間 R7.4～R12.3
 (5年間)

収入の部				
項	目	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
使	用 料 (X)	千円 418,932	千円 583,432	千円 583,432
受	託 工 事 収 益	5,826	0	0
そ	の 他	1,632	13,443	13,443
合	計	426,390	596,875	0

支出の部				
項	目	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
管渠費	基本給	千円 0	千円 0	千円 0
	人件費	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	修繕費	0	4,910	4,910
	材料費	0	53	53
	路面復旧費	0	0	0
	委託料	2,670	5,245	5,245
小	計	5,783	15,309	0
処理場費	基本給	5,364	5,471	2,736
	人件費	2,932	2,992	1,496
	諸手当	1,595	1,584	792
	福利費	28,574	23,013	1,548
	動力費	3,295	9,580	645
	修繕費	0	0	0
	材料費	2,233	3,802	256
	薬品費	136,053	141,883	9,546
小	計	201,245	217,767	19,000
一般管理費	基本給	5,944	8,987	8,987
	人件費	3,238	4,750	240
	諸手当	0	11,280	11,280
	退職給付費	1,757	2,903	1,700
	福利費	122,636	144,660	144,660
	流域下水道管理運営費負担金	1,118	1,289	1,289
	委託料	16,737	20,389	250
	その他の他	151,430	194,258	2,190
小	計	151,430	194,258	2,190
資本費	支払利息	90,537	76,696	61,519
	減価償却費	516,774	616,800	459,093
	企業債取扱諸費	0	0	0
小	計	607,311	693,496	520,612
合	計 (Y)	965,769	1,120,830	541,802

資産維持費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	579,028

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 1.01$$

<使用料水準についての説明>

公共セグメントの使用料単価を、令和7年度の使用料改定によって「154.48円/㎡(令和4年度)」から「216.27円/㎡」へ値上げをすることで、公費負担分を除く支出を下水道使用料で賄うことができるようになります。この支出については、汚水処理以外の費用(雨水処理費など)も含んでおり、汚水処理費を対象とした汚水処理原価を基に算出する「経費回収率」は平均で110.2%となっています。今後も処理区域内人口の減少に伴う使用料収入の減少が見込まれるため、支出に対する収入の割合を維持できるよう、支出を抑制しつつ、使用料については5年毎を目途に定期的に見直しを行い、必要に応じて改定を実施します。また、資産維持費について検討していませんが、資金残高の確保目標を考慮した改定とすることで、同等の費用を見込むことができています。

■ 特定環境保全公共下水道事業

<収益的収支>

有収水量の減少に伴い、下水道使用料も減少し、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難になることが懸念されるため、令和 7 年度から 5 年間隔で使用料改定を行うこととしています。使用料改定率については公共下水道事業と同一にしており、2 回目の改定を実施した後の令和 14 年度以降の損益はプラスに維持することが可能となります。

また、計画期間内における経費回収率は、計画初年度の令和 6 年度の 55.7%から令和 15 年度に 97.6%まで上昇しますが、下水道管理費のうち汚水処理に要した費用全額は下水道使用料で賄えません。

ただし、下水道事業全体でみると、特定環境保全公共下水道事業は小規模であるため、他セグメントより補填が可能となっています。

<資本的収支>

建設改良費を主とする支出が収入を上回るため、資本的収支不足額が発生する見込みです。このため、不足する財源については、補填財源（損益勘定留保資金^{※1}や純利益により積立てられた積立金等）を使用します。

資金残高は、非常時（災害発生時等）においても事業を継続できるように一定の残高が必要ですが、現状の資金残高はマイナスとなっており、他セグメントより補填している状況です。使用料改定の実施後も資金残高はマイナスのままとなっており、引き続き、他セグメントからの補填が必要です。

※1 損益勘定留保資金：減価償却費や資産減耗費等、現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金

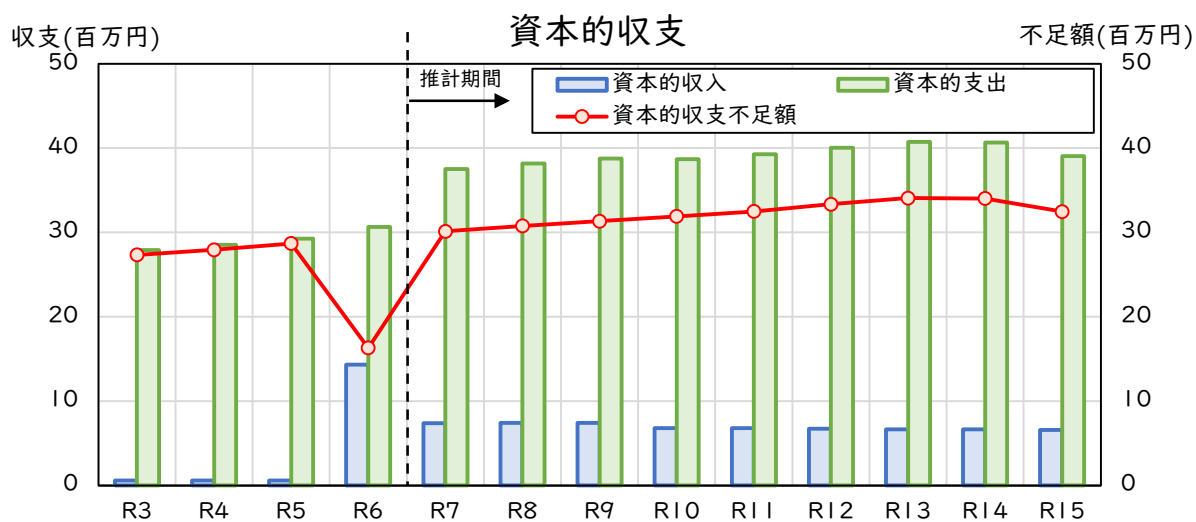
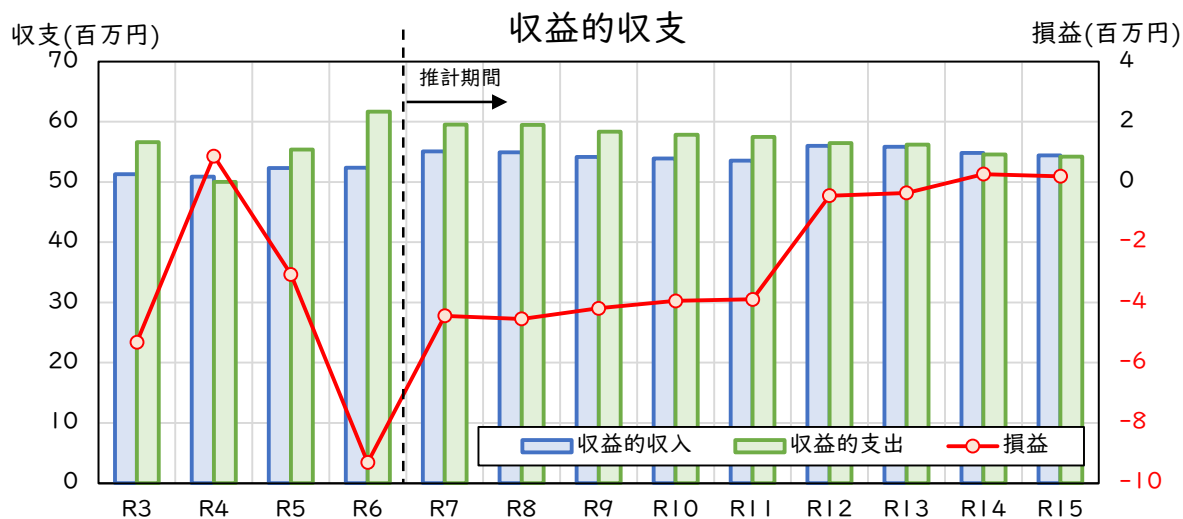
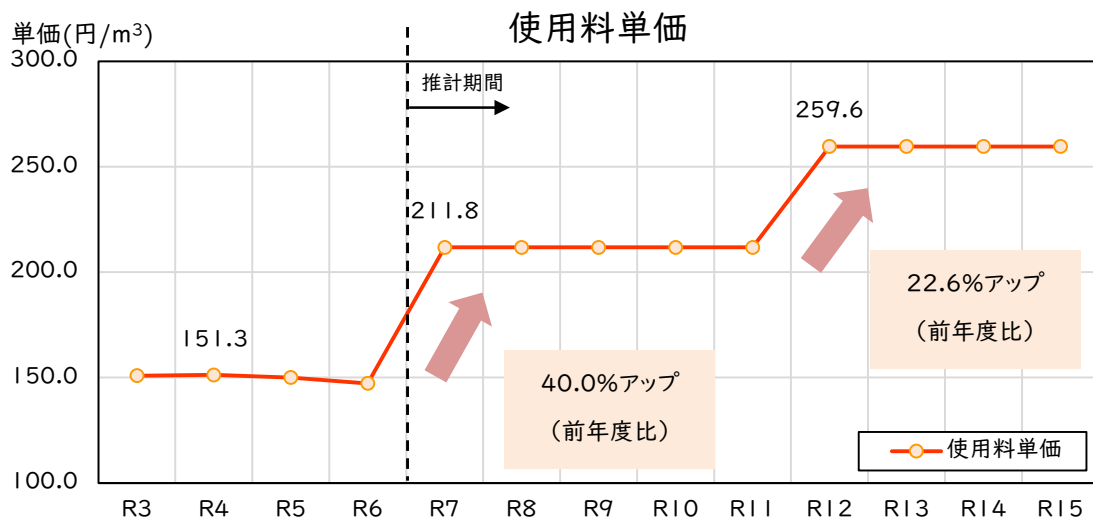


図 5.3 収支計画の見通し(1/2) (特定環境保全公共下水道事業)

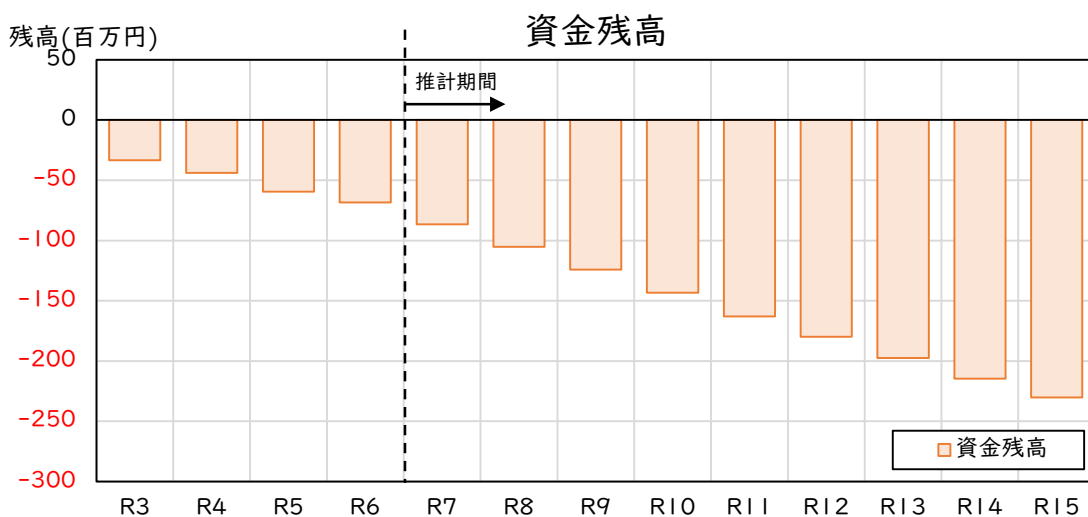
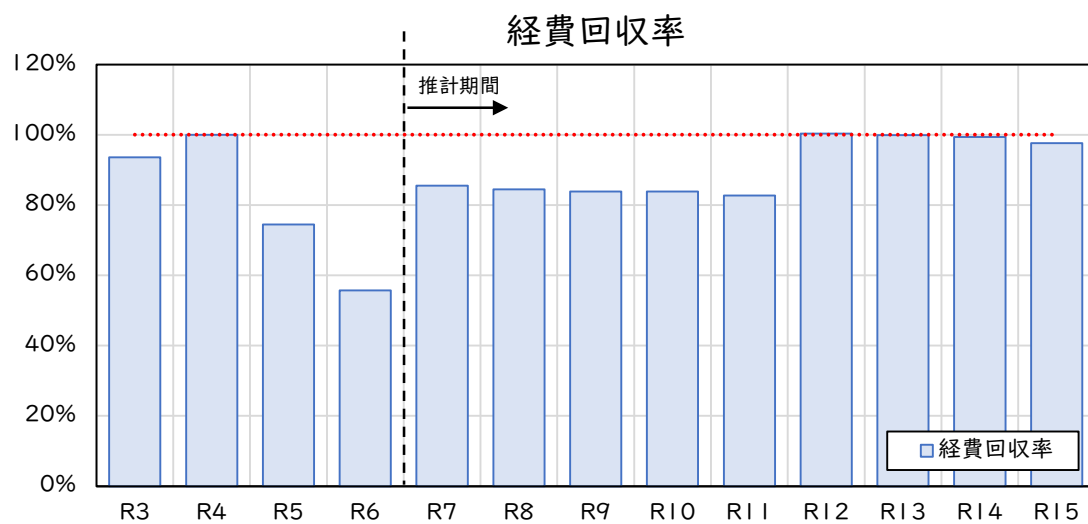
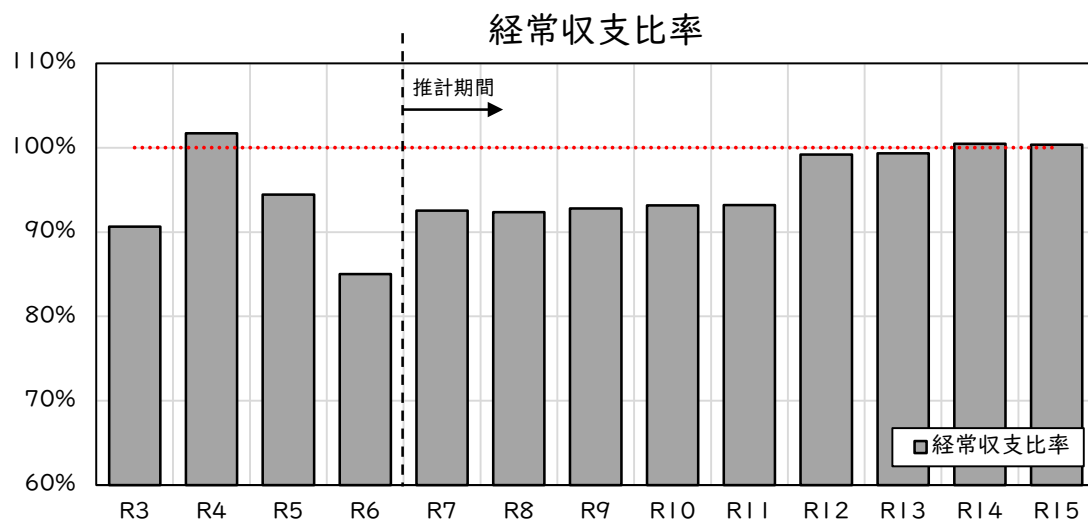


図 5.4 収支計画の見通し(2/2) (特定環境保全公共下水道事業)

■ 収益の収支（特定環境保全公共下水道事業）

（単位：千円、％）

区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	10,736	10,656	10,697	10,370	14,896	14,709	14,523	14,499	14,273	17,243	17,157	16,900	16,573
	(1) 下 水 道 使 用 料	10,730	10,650	10,691	10,364	14,890	14,703	14,517	14,493	14,267	17,237	17,151	16,894	16,567
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	2. 営 業 外 収 益	40,557	40,209	41,606	41,985	40,191	40,195	39,637	39,412	39,285	38,761	38,705	37,921	37,826
	(1) 補 助 金	24,370	24,016	25,421	25,799	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	他 会 計 補 助 金	24,370	24,016	25,421	25,799	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	16,187	16,187	16,185	16,186	16,191	16,195	15,637	15,412	15,285	14,761	14,705	13,921	13,826
	(3) そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入	収 入 の 計 (C)	51,293	50,865	52,303	52,355	55,087	54,904	54,159	53,912	53,558	56,005	55,862	54,821	54,399
	1. 営 業 費 用	46,919	40,833	46,712	53,404	51,673	52,012	51,344	51,294	51,341	50,810	51,062	49,889	50,026
	(1) 職 員 給 与 費	5,668	0	3,976	9,299	9,299	9,299	9,299	9,299	9,299	9,299	9,299	9,299	9,299
	基 本 給	2,345	0	2,038	2,913	2,913	2,913	2,913	2,913	2,913	2,913	2,913	2,913	2,913
	退 職 給 付 費	1,287	0	180	3,706	3,706	3,706	3,706	3,706	3,706	3,706	3,706	3,706	3,706
	そ の 他	2,036	0	1,758	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680
	(2) 経 費	8,691	8,273	10,174	11,544	9,797	9,847	9,896	9,962	10,008	10,055	10,117	10,166	10,207
	動 力 費	785	1,067	826	1,024	848	844	839	843	836	830	832	825	815
	修 繕 費	594	123	1,340	1,340	812	817	822	827	832	837	841	847	851
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	そ の 他	7,312	7,083	8,008	9,180	8,137	8,186	8,235	8,292	8,340	8,389	8,444	8,494	8,541
	(3) 減 価 償 却 費	32,560	32,560	32,562	32,561	32,577	32,866	32,149	32,033	32,034	31,456	31,646	30,425	30,520
	2. 営 業 外 費 用	9,676	9,172	8,660	8,169	7,858	7,439	7,009	6,567	6,114	5,648	5,163	4,669	4,183
	(1) 支 払 利 息	9,675	9,172	8,660	8,169	7,858	7,439	7,009	6,567	6,114	5,648	5,163	4,669	4,183
	(2) そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 の 計 (D)	56,595	50,005	55,372	61,573	59,532	59,451	58,353	57,861	57,454	56,458	56,225	54,558	54,210
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 5,302	860	△ 3,069	△ 9,218	△ 4,445	△ 4,547	△ 4,193	△ 3,949	△ 3,896	△ 453	△ 364	263	189
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	17	0	1	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 17	0	△ 1	△ 92	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 動	当 年 度 純 利 益（又は純損失）(E)+(H)	△ 5,319	860	△ 3,070	△ 9,310	△ 4,445	△ 4,547	△ 4,193	△ 3,949	△ 3,896	△ 453	△ 364	263	189
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	3,900	4,760	0	△ 9,310	△ 13,755	△ 18,302	△ 22,496	△ 26,445	△ 30,341	△ 30,794	△ 31,158	△ 30,895	△ 30,705
	流 動 資 産 (J)	△ 18,737	△ 29,783	△ 44,438	△ 53,579	△ 71,096	△ 89,058	△ 107,397	△ 125,953	△ 144,910	△ 161,348	△ 178,194	△ 194,783	△ 209,724
	う ち 未 収 金	3,095	1,810	3,097	3,003	4,314	4,260	4,206	4,199	4,134	4,994	4,969	4,894	4,800
	流 動 負 債 (K)	29,101	29,277	30,073	30,632	31,258	31,828	31,820	32,400	33,267	34,010	33,939	32,405	29,652
	う ち 建 設 改 良 費 分	28,507	28,471	28,997	29,545	30,159	30,717	30,710	31,278	32,128	32,856	32,787	31,283	28,585
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 未 払 金	240	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228
	累 積 欠 損 金 比 率（ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）	36	45	0	△ 90	△ 92	△ 124	△ 155	△ 182	△ 213	△ 179	△ 182	△ 183	△ 185
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)													
資 金	営 業 収 益－受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	10,736	10,656	10,697	10,370	14,896	14,709	14,523	14,499	14,273	17,243	17,157	16,900	16,573
	地 方 財 政 法 に よ る（(L) / (M) × 100） 資 金 不 足 の 比 率													
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により算定した 事 業 の 規 模 (P)													
	健 全 化 法 第 22 条 により算定した 資 金 不 足 比 率（(N) / (P) × 100）													

■ 資本的収支（特定環境保全公共下水道事業）

（単位：千円）

年 度 区 分		平成 2 7 年 度													
		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
資本的 収支	資本的 収入	1. 企 業 債	0	0	0	13,600	6,634	6,655	6,661	6,608	6,611	6,547	6,488	6,500	6,422
		うち資本費平準化債	0	0	0	12,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	575	575	575	575	575	575	575	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	18	18	17	157	176	174	171	169	167	164	161	159	156
		9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	593	593	592	14,332	7,385	7,404	7,408	6,777	6,777	6,711	6,649	6,659	6,578
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
		純 計 (A)-(B) (C)	593	593	592	14,332	7,385	7,404	7,408	6,777	6,777	6,711	6,649	6,659	6,578
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	0	0	226	1,050	7,371	7,395	7,401	7,342	7,345	7,274	7,209	7,223	7,136
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企 業 債 償 還 金	27,918	28,532	29,046	29,583	30,141	30,768	31,337	31,330	31,909	32,777	33,520	33,449	31,915
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	27,918	28,532	29,272	30,633	37,512	38,162	38,739	38,672	39,254	40,051	40,728	40,671	39,051
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	27,325	27,939	28,680	16,301	30,128	30,759	31,331	31,895	32,477	33,340	34,079	34,012	32,473
	補填 財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	27,325	27,939	△ 32,370	16,207	16,555	16,671	16,512	16,621	16,748	16,694	16,941	16,504	16,694
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	1,160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	0	0	551	94	46	46	46	45	45	45	45	45	44
		計 (F)	27,325	27,939	△ 30,660	16,301	16,600	16,717	16,558	16,666	16,794	16,739	16,986	16,548	16,738
	補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	59,340	0	13,528	14,042	14,773	15,229	15,683	16,601	17,093	17,464	15,735
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企 業 債 残 高 (H)		524,856	496,323	467,277	451,294	427,787	403,674	378,998	354,276	328,978	302,747	275,716	248,767	223,274

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支	収益的収支	24,370	24,016	25,421	25,799	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	うち基準内繰入金	24,370	23,168	25,421	25,799	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	うち基準外繰入金	0	848	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支	資本的収支	575	575	575	575	575	575	575	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	575	575	575	575	575	575	575	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		24,945	24,591	25,996	26,374	24,575	24,575	24,575	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000

原価計算表

供用開始年 平成16年度
 処理区域内人口 1,217人
 計算期間 R7.4～R12.3
 (5年間)

収入の部				
項	目	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
使用料	(X)	千円 10,650	千円 14,574	千円 14,574
受託工事収益		0	0	0
その他		6	6	6
合計		10,656	14,580	0

支出の部				
項	目	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
管渠費	基本給	千円 0	千円 0	千円 0
	人件費	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	修繕費	0	496	496
	材料費	0	0	0
	路面復旧費	0	0	0
	委託料	0	0	0
その他		578	580	580
小計		578	1,076	0
処理場費	基本給	0	0	0
	人件費	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	動力費	1,067	842	352
	修繕費	123	326	136
	材料費	0	0	0
	薬品費	83	139	58
委託料		5,257	6,016	2,511
その他		788	1,062	443
小計		7,318	8,385	3,500
一般管理費	基本給	0	2,913	2,913
	人件費	0	1,798	1,798
	退職給付費	0	3,706	3,706
	福利費	0	882	882
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
	委託料	61	69	69
	その他	316	372	372
小計		377	9,740	0
資本費	支払利息	9,172	6,997	5,084
	減価償却費	32,560	32,332	31,160
	企業債取扱諸費	0	0	0
小計		41,732	39,329	36,244
合計	(Y)	50,005	58,530	39,744

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	18,786

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.78$$

<使用料水準についての説明>

特環セグメントの使用料単価を、令和7年度の使用料改定によって「151.26円/m3（令和4年度）」から「211.76円/m3」へ値上げをすることで、公費負担分を除く支出の78%を下水道使用料で賄うことができるようになります。
 この支出については、汚水処理以外の費用（水質規制費など）も含んでおり、汚水処理費を対象とした汚水処理原価を基に算出する「経費回収率」は平均で84.1%となっています。
 今後も処理区域内人口の減少に伴う使用料収入の減少が見込まれるため、支出に対する収入の割合を維持できるよう、支出を抑制しつつ、使用料については5年毎を目途に定期的に見直しを行い、必要に応じて改定を実施します。
 また、資産維持費について検討していませんが、資金残高の確保目標を考慮した改定とすることで、同等の費用を見込むことができています。

■ 農業集落排水事業

<収益的収支>

有収水量の減少に伴い、下水道使用料も減少し、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難になることが懸念されるため、令和 7 年度から 5 年間隔で使用料改定を行うこととしています。これにより、減少傾向の下水道使用料が、使用料改定時期に沿った形で段階的に増加することとなりますが、2 回の改定を実施後も、令和 12 年度、13 年度を除いて損益はマイナスのままとなっています。

ただし、計画期間内における経費回収率は、令和 12 年度以降に 100%を上回り、下水道管理費のうち汚水処理に要した費用を下水道使用料で賄える見通しです。

<資本的収支>

建設改良費を主とする支出が収入を上回るため、資本的収支不足額が発生する見込みです。このため、不足する財源については、補填財源（損益勘定留保資金^{※1}や純利益により積立てられた積立金等）を使用します。

資金残高は、非常時（災害発生時等）においても事業を継続することを目的に、収益的支出^{※2}と資本的支出の合計の約半年分である 1.2 億円以上を維持できるように設定しています。

これらより、計画期間内である令和 15 年度までは、損益がマイナスとなる年度はありますが、必要な資金残高を維持しながら事業を運営することが可能です。

※1 損益勘定留保資金：減価償却費や資産減耗費等、現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金

※2 収益的支出における減価償却費・資産減耗費については、現金支出を必要としない費用であるため、資金残高の目標設定から除いた

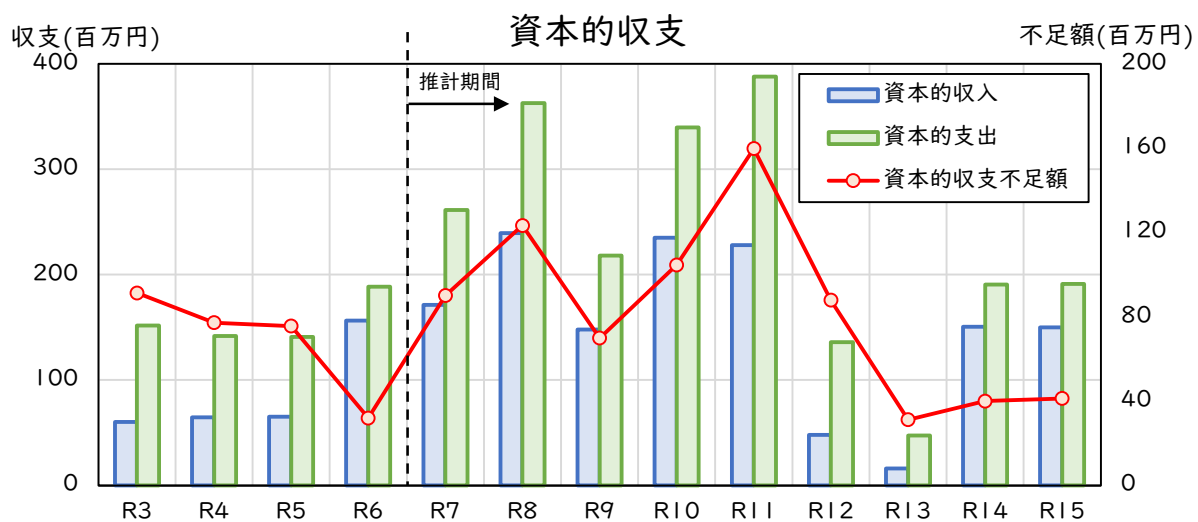
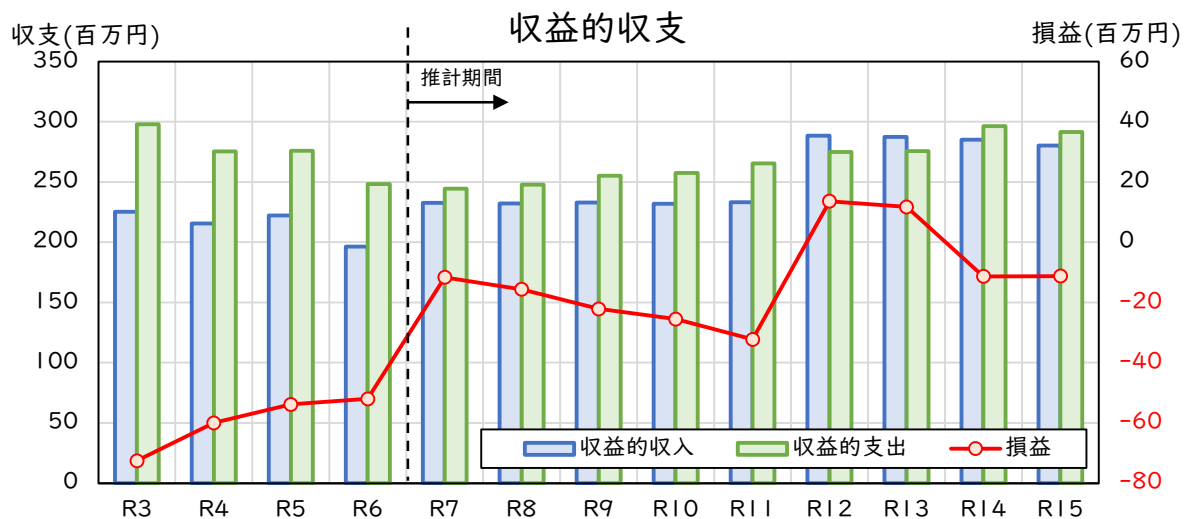
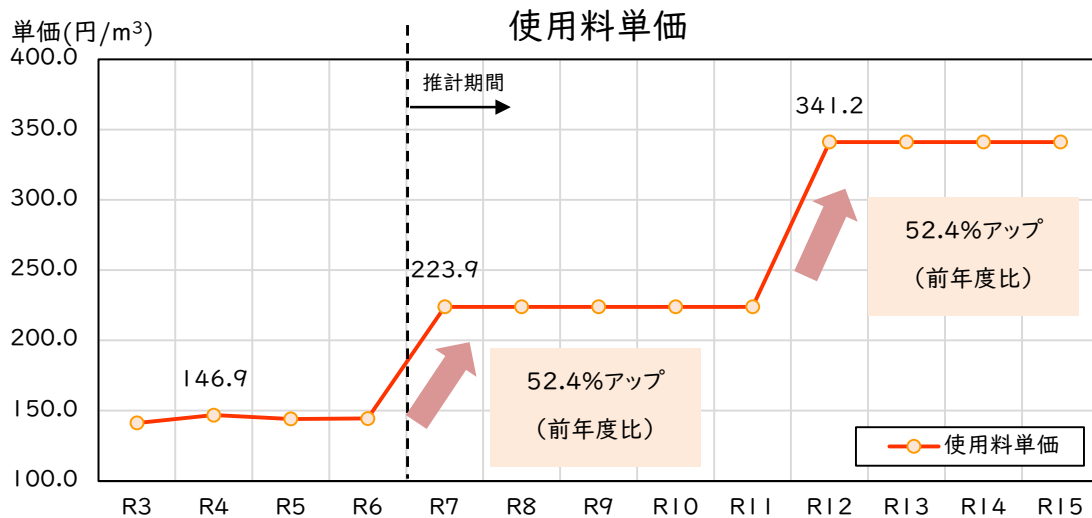


図 5.5 収支計画の見通し(1/2) (農業集落排水事業)

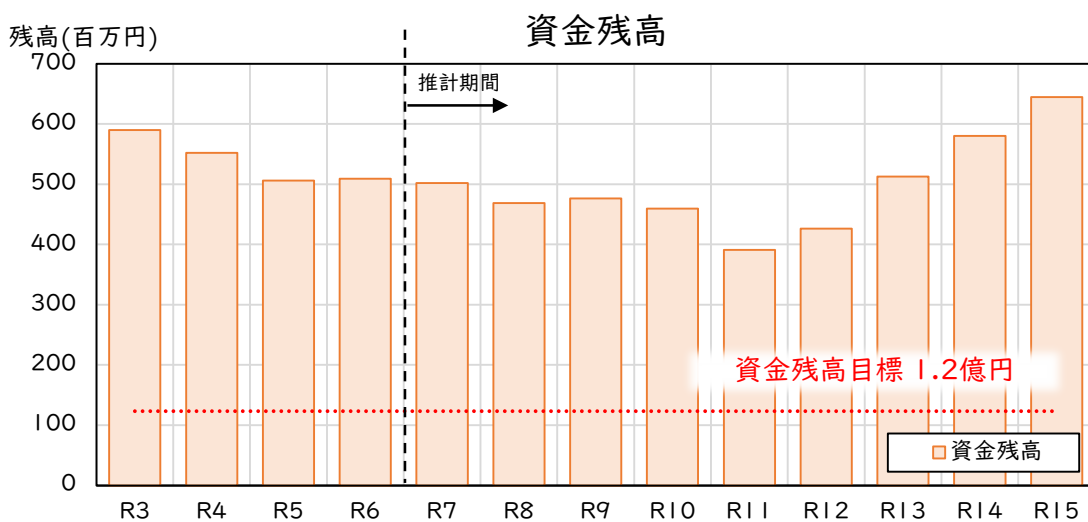
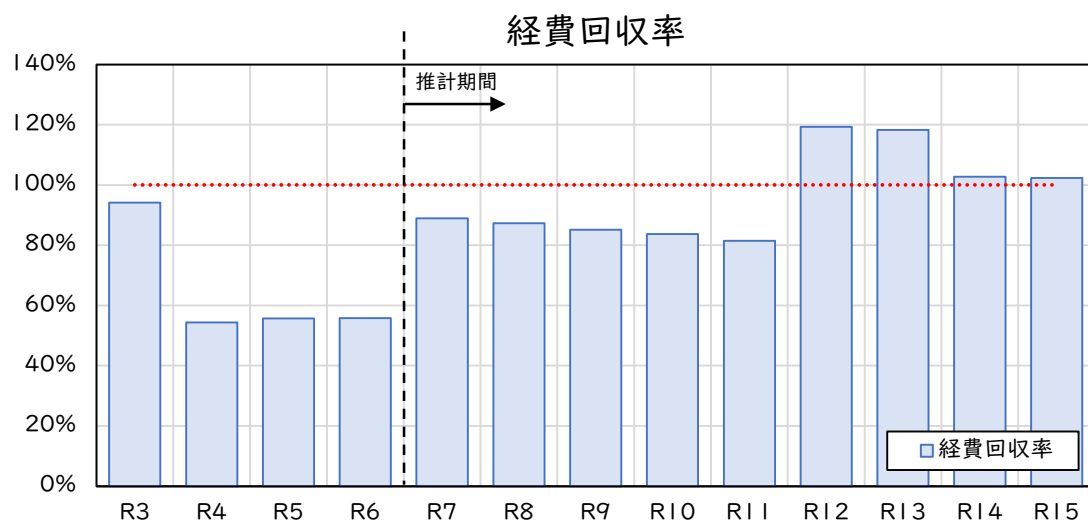
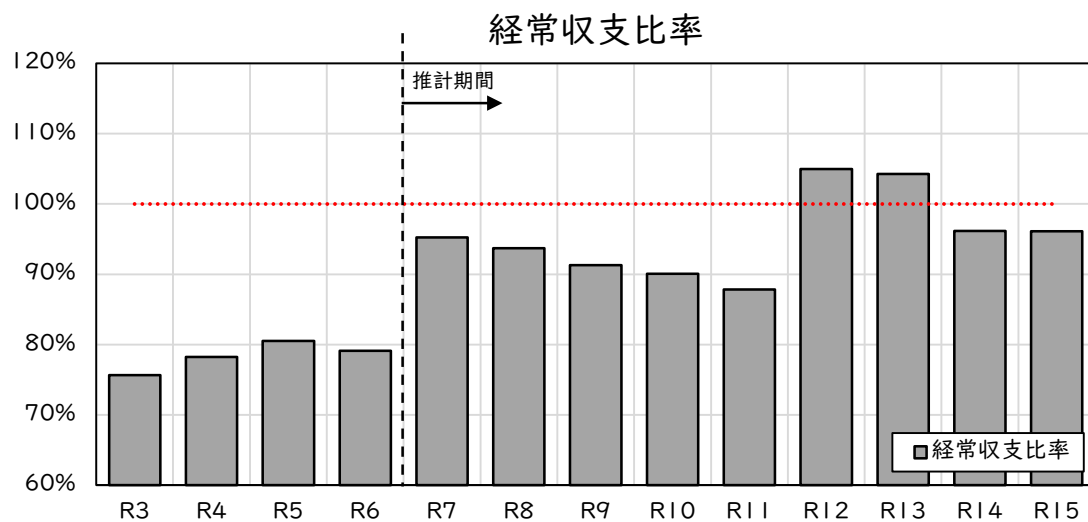


図 5.6 収支計画の見通し(2/2) (農業集落排水事業)

■ 収益の収支（農業集落排水事業）

（単位：千円、％）

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）											
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	71,276	71,594	94,180	70,980	109,883	108,707	108,335	107,122	106,721	160,525	159,867	157,727	156,934
	(1) 下 水 道 使 用 料	71,208	71,517	70,910	70,910	109,811	108,636	108,264	107,051	106,649	160,453	159,795	157,655	156,863
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	23,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	68	77	70	70	72	72	72	72	72	72	72	72	72
	2. 営 業 外 収 益	153,991	143,880	127,910	125,391	122,888	123,366	124,604	124,833	126,423	127,950	127,505	127,273	123,340
	(1) 補 助 金	70,137	71,443	68,391	65,872	62,794	61,776	60,746	59,775	58,955	58,202	57,638	57,406	57,378
	他 会 計 補 助 金	70,137	71,443	68,391	65,872	62,794	61,776	60,746	59,775	58,955	58,202	57,638	57,406	57,378
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	83,849	72,430	59,519	59,519	60,094	61,590	63,858	65,058	67,468	69,748	69,867	69,867	65,962
	(3) そ の 他	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入	収 入 の 計 (C)	225,267	215,474	222,090	196,371	232,771	232,073	232,940	231,955	233,144	288,475	287,372	285,000	280,274
	1. 営 業 費 用	272,095	252,173	255,015	229,583	226,901	231,515	239,497	243,085	251,108	260,363	262,254	283,740	278,160
	(1) 職 員 給 与 費	9,015	7,248	4,124	4,357	4,357	4,357	4,357	4,357	4,357	4,357	4,357	4,357	4,357
	基 本 給	4,367	4,293	2,456	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
	退 職 給 付 費	1,287	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	3,361	2,955	1,668	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897
	(2) 経 費	72,850	73,849	109,225	83,568	79,556	79,915	80,411	80,767	81,263	81,596	82,091	103,578	104,062
	動 力 費	10,233	11,767	11,318	11,488	11,556	11,513	11,554	11,505	11,542	11,475	11,509	11,435	11,457
	修 繕 費	2,444	848	6,638	6,565	3,776	3,802	3,829	3,855	3,882	3,910	3,937	25,123	25,151
	材 料 費	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	そ の 他	59,937	61,234	91,269	65,515	64,224	64,600	65,028	65,406	65,838	66,211	66,645	67,020	67,455
	(3) 減 価 償 却 費	190,230	171,076	141,666	141,666	142,988	147,243	154,729	157,961	165,488	174,411	175,806	175,805	169,741
	2. 営 業 外 費 用	25,656	23,214	20,848	18,625	17,501	16,181	15,597	14,384	14,306	14,490	13,395	12,627	13,371
	(1) 支 払 利 息	25,647	23,211	20,848	18,625	17,501	16,181	15,597	14,384	14,306	14,490	13,395	12,627	13,371
	(2) そ の 他	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 の 計 (D)	297,751	275,387	275,863	248,208	244,402	247,696	255,094	257,469	265,414	274,853	275,649	296,367	291,531
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 72,484	△ 59,913	△ 53,773	△ 51,837	△ 11,631	△ 15,623	△ 22,154	△ 25,514	△ 32,270	13,622	11,723	△ 11,367	△ 11,257
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	92	72	92	183	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 92	△ 72	△ 92	△ 183	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流 動	当 年 度 純 利 益 （又は純損失） (E)+(H)	△ 72,576	△ 59,985	△ 53,865	△ 52,020	△ 11,631	△ 15,623	△ 22,154	△ 25,514	△ 32,270	13,622	11,723	△ 11,367	△ 11,257
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 32,159	△ 92,144	△ 146,009	△ 198,029	△ 209,660	△ 225,283	△ 247,437	△ 272,951	△ 305,221	△ 291,598	△ 279,876	△ 291,243	△ 302,499
	流 動 資 産 (J)	633,432	579,863	539,390	545,466	564,789	580,490	607,638	639,830	620,593	653,848	737,817	836,536	931,907
	う ち 未 収 金	11,014	9,233	8,895	8,895	13,774	13,627	13,580	13,428	13,378	20,127	20,044	19,776	19,676
	流 動 負 債 (K)	159,872	144,615	145,568	144,436	143,124	133,537	118,684	107,967	95,120	65,686	53,672	54,284	55,715
	う ち 建 設 改 良 費 分	127,251	127,260	126,979	125,849	124,539	114,966	100,135	89,434	76,606	47,216	35,219	35,830	37,259
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 未 払 金	31,551	16,535	17,674	17,674	17,674	17,674	17,674	17,674	17,674	17,674	17,674	17,674	17,674
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 45	△ 129	△ 206	△ 279	△ 191	△ 207	△ 228	△ 255	△ 286	△ 182	△ 175	△ 185	△ 193
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
資 金	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	71,276	71,594	70,980	70,980	109,883	108,707	108,335	107,122	106,721	160,525	159,867	157,727	156,934
	地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100													
	資 金 不 足 の 比 率													
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
	健全化法施行令第17条により算定した模範 (P)													
	健全化法第22条により算定した (N) / (P) × 100													
	資 金 不 足 比 率													

■ 資本的収支（農業集落排水事業）

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収 入	1. 企 業 債	6,600	7,800	7,900	69,200	51,300	85,900	40,000	86,200	86,400	4,500	0	69,834	69,834
	うち 資本 費 平 準 化 債	0	0	0	44,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	51,448	52,393	53,355	63,537	55,336	56,354	55,881	45,654	44,084	36,821	14,589	1,509	823
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	0	2,500	3,500	21,929	63,000	95,500	50,500	101,500	96,000	5,000	0	77,594	77,594
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	2,205	1,800	540	1,800	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	60,253	64,493	65,295	156,466	171,215	239,333	147,960	234,933	228,063	47,900	16,168	150,516	149,830
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純 計 (A)-(B) (C)	60,253	64,493	65,295	156,466	171,215	239,333	147,960	234,933	228,063	47,900	16,168	150,516	149,830
	1. 建 設 改 良 費	25,808	14,204	13,417	61,271	135,221	237,921	102,721	239,222	298,222	59,022	22	155,210	155,210
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	125,737	127,438	127,448	127,167	126,035	124,723	115,135	100,283	89,566	76,719	47,285	35,271	35,883
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	151,545	141,642	140,865	188,438	261,256	362,644	217,857	339,504	387,788	135,741	47,307	190,480	191,093
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		91,292	77,149	75,570	31,972	90,041	123,311	69,897	104,571	159,725	87,840	31,139	39,964	41,262
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	89,146	76,249	74,471	26,894	78,613	103,094	61,250	84,243	134,347	82,933	31,281	26,825	28,123
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	2,146	900	1,099	5,078	11,428	20,217	8,647	20,328	25,378	4,907	△ 142	13,139	13,139
計 (F)		91,292	77,149	75,570	31,972	90,041	123,311	69,897	104,571	159,725	87,840	31,139	39,964	41,262
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		1,344,819	1,225,181	1,105,633	1,047,666	972,931	934,108	858,973	844,890	841,723	769,505	722,219	756,783	790,734

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 支 分		70,137	71,443	68,391	65,872	62,794	61,776	60,746	59,775	58,955	58,202	57,638	57,406	57,378
	うち 基 準 内 繰 入 金	70,137	71,443	68,391	65,872	62,794	61,776	60,746	59,775	58,955	58,202	57,638	57,406	57,378
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		51,448	52,393	53,355	63,537	55,336	56,354	55,881	45,654	44,084	36,821	14,589	1,509	823
	うち 基 準 内 繰 入 金	51,448	52,393	53,355	63,537	55,336	56,354	55,881	45,654	44,084	36,821	14,589	1,509	823
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		121,585	123,836	121,746	129,409	118,130	118,130	116,627	105,429	103,039	95,023	72,227	58,915	58,201

原価計算表

供用開始年 平成9年度
 処理区域内人口 5,564人
 計算期間 R7.4～R12.3
 (5年間)

収入の部				
項	目	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
使用料	(X)	千円 71,517	千円 108,082	千円 108,082
受託工事収益		0	0	0
その他		77	72	72
合計		71,594	108,154	0

支出の部				
項	目	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)
管渠費	基本給	千円 0	千円 0	千円 0
	人件費	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	修繕費	552	1,350	1,350
	材料費	0	0	0
	路面復旧費	0	0	0
	委託料	40	628	628
その他		8,761	9,743	9,743
小計		9,353	11,721	0
処理場費	基本給	4,293	2,460	1,230
	人件費	1,569	1,094	667
	諸手当	1,386	803	651
	福利費	11,767	11,534	1,162
	動力費	296	2,479	250
	修繕費	0	0	0
	材料費	0	0	0
	薬品費	24,815	24,989	2,517
委託料		26,918	28,723	2,893
その他		26,918	28,723	2,893
小計		71,044	72,082	9,370
一般管理費	基本給	0	0	0
	人件費	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	退職給付費	0	0	0
	福利費	0	0	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
委託料		61	69	69
その他		642	867	867
小計		703	936	0
資本費	支払利息	23,211	15,594	11,365
	減価償却費	171,076	153,682	103,688
	企業債取扱諸費	0	0	0
小計		194,287	169,276	115,053
合計	(Y)	275,387	254,014	124,423

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	129,591

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.83$$

<使用料水準についての説明>

農集セグメントの使用料単価を、令和7年度の使用料改定によって「146.90円/m³(令和4年度)」から「223.88円/m³」へ値上げをすることで、公費負担分を除く支出の83%を下水道使用料で賄うことができるようになります。
 この支出については、汚水処理以外の費用(水質規制費など)も含んでおり、汚水処理費を対象とした汚水処理原価を基に算出する「経費回収率」は平均で85.3%となっています。
 今後も処理区域内人口の減少に伴う使用料収入の減少が見込まれるため、支出に対する収入の割合を維持できるよう、支出を抑制しつつ、使用料については5年毎を目途に定期的に見直しを行い、必要に応じて改定を実施します。
 また、資産維持費について検討していませんが、資金残高の確保目標を考慮した改定とすることで、同等の費用を見込むことができています。

5.2 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標設定	指標	令和4年度	令和15年度
施設健全度の改善 (公共下水道事業)	ストックマネジメントにおける処理場施設の「健全度2以下」の割合※	34.1%	17.7%以下

※「健全度2以下」の割合は、令和2年度のストックマネジメント調査時点を基準とした松橋不知火浄水管理センター施設・設備の健全度2以下の割合

- 老朽化した施設の改築、更新を計画的に実施していきます。
- 防災・安全向上を図るため、施設の耐震補強を実施していきます。

下水道施設の更新にあたっては、「第3章 3.4 施設の見通し」を踏まえ、単年度あたりの投資(工事請負費)上限額を設定し、試算しています。

今後、施設設備の健全性・重要度・優先度を踏まえて更新を実施するとともに、施設の統廃合とダウンサイジングなど、財政負担を軽減できる方策を検討していきます。

なお、令和15年度までの主な建設改良事業は以下のとおりです。

■公共下水道事業

〈松橋不知火浄水管理センター改築事業・耐震補強事業〉

松橋不知火浄水管理センターは、昭和61年度から供用開始しています。適切に維持管理をしていますが、多くの施設で耐用年数を超過しており、ストックマネジメント計画を踏まえた改築、耐震補強を実施します。

■農業集落排水事業

〈農業集落排水施設改築更新事業〉

対象地区：浦、大見、豊野西部、豊野東部、安見

施設の老朽化が進んでいることから、施設の改築更新を実施します。また、維持管理費の軽減等を実現し、効率的な運営管理を目指すため、老朽化した施設の更新時に統合等を検討し、ストック(施設)の適正化を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標設定	指標	令和 4 年度実績	令和 15 年度推計
資金不足に ならない 事業運営	経費回収率		
	(公共下水道事業)	93.7%	100.0%以上
	(農業集落排水事業)	54.3%	
下水道使用料 の適正化	使用料改定率		
	(公共下水道事業)	-	71.6%
	(特定環境保全公共下水道事業)		71.6%
	(農業集落排水事業)		132.3%
資金残高の 確保	下水道事業全体の資金残高	2.7 億円	黒字の維持
	(公共下水道事業)	△2.3 億円	6.8 億円以上
	(農業集落排水事業)	5.5 億円	1.2 億円以上

※使用料改定率は、令和 4 年度に対する比率（令和 7 年度、令和 12 年度に改定予定）

- 汚水処理費用については、基本的に使用料収入等の下水道事業の経営に伴う収入で賄うべきであることから、必要な汚水処理費用（公費により負担する額を除く。）を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率 100%以上を目指します。
- 財源不足を解消するため、国庫補助や企業債等を有効に活用するとともに、新たな採択基準等についても注視していきます。
- 資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額が補填財源で補えるように、下水道事業全体で計画期間を通して資金残高の黒字維持を目指します。
- 大規模災害等の非常時に備え、支出の約半年分に相当する資金残高（公共下水道事業：6.8 億円、農業集落排水事業 1.2 億円）の確保を目指します。

建設改良事業に対して、補助金の受入れや企業債の借入れを活用し、財源の確保に努めていきます。

ただし、その資金の多くを企業債の発行により賄うことは、将来世代に借金返済の負担を先送りすることとなるため、人口減少が確実視される現時点において、企業債残高の抑制も重要となります。

このことから、採択基準に合致する国の補助金については積極的に活用しつつ、使用料改定により収支不足を解消することで、持続可能で安定した経営を目指します。

■公共下水道事業

使用料改定率は、①経費回収率の 100%以上維持、②下水道事業全体における資金残高の黒字維持及び本事業の資金残高を令和 15 年度末までに 6.8 億円（支出の約半年分に相当）以上確保、の条件を満たすよう複数検討した上で、令和 7 年度に 40.0%（対令和 4 年度比）、令和 12 年度に 22.6%（対令和 7 年度比）と設定しました。

■特定環境保全公共下水道事業

公共下水道事業と同一の使用料改定を予定しています。

■農業集落排水事業

使用料改定率は、①経費回収率を令和 15 年度までに 100%以上確保、②下水道事業全体における資金残高の黒字維持及び本事業の資金残高の 1.2 億円（支出の約半年分に相当）以上維持、の条件を満たすよう複数検討した上で、令和 7 年度に 52.4%（対令和 4 年度比）、令和 12 年度に 52.4%（対令和 7 年度比）と設定しました。

なお、本設定にあたっては、改定間隔を 5 年間、使用料改定率と起債率が最小限となるよう算出し、令和 12 年度の改定率についても、計画期間外の期間を含めた 5 年間（令和 12 年度から 16 年度まで）のシミュレーション結果を踏まえています。

今後は、値上げ幅を抑制できるよう、経常経費の削減等に取り組みながら、適正な使用料水準を検討していきます。

表 5.1 財源の試算方法

■収益的収入

費目		試算方法
営業収益	下水道使用料	使用料単価×有収水量 ※使用料単価は R7、R12 の使用料改定を反映
	受託工事収益	見込まない
	その他営業収益	H30～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に設定 ※雑収益の公共下水道（雨水分）負担金は、R5 中期事務事業計画による算定
営業外収益	受取利息及び配当金	H30～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に設定
	他会計補助金	R5 中期事務事業計画による算定
	長期前受金戻入	既存+新規分（R5 以降） ※新規分は補助金及び負担金の取得額合計に対し、法定耐用年数 40 年・定額法・償却限度率 95%で算定
	引当金戻入益	見込まない
	雑収益	R6 予算で将来一定
	国庫補助金	見込まない
特別利益		見込まない

■資本的収入

費目		試算方法
企業債		国庫補助制度に従って補助裏の 90%を計上
補助金	国庫補助金	国庫補助制度に従って以下のとおり計上 公共・流域：委託料・工事請負費のうち施設 55%、管渠 50% 特環：直近で見込まれていないため、計上しない
	県補助金	国庫補助制度に従って以下のとおり計上 農集：委託料・工事請負費のうち 50%
分担金及び負担金	分担金	農集：H30～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に設定
	受益者負担金	公共・流域、特環：水洗化人口の減少率を考慮 （前年度費用×水洗化人口減少率）
固定資産売却代金		見込まない
出資金		R5 中期事務事業計画による算定

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本市において、「2.2 これまでの主な経営健全化の取組」に示した施策を進めてきたことから、それらの実態を踏まえた推計を行いました。

このうち、職員数においては、技術力確保や業務運営を考慮すると、現状からの人員削減は難しいこと、一方で、更新事業の増大を想定した組織体制の強化に今後取り組んでいくものの、将来的な増員は不透明であることから、人件費は現体制を維持することを想定して算出しました。

また、昨今の物価上昇を鑑みて、関連する経費については、内閣府による公表資料を参考に、物価上昇率を反映しています。

その他、民間委託の拡大や広域化・共同化の取組、施設の統廃合等に伴い、経費削減の効果が期待されますが、今後の検討事項であり現時点で具体化されていないことから、本計画においては反映しておりません。

表 5.2 投資以外の経費の試算方法

費目	試算方法
動力費、薬品費	物価上昇率+0.7%と有収水量の減少率を考慮 (算定ベースとなる R7 は、H30～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に設定)
旅費、備消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、工事請負費、手数料、使用料及び賃借料、修繕費、材料費	物価上昇率+0.7%を考慮 (算定ベースとなる R7 は、H30～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に設定) ※修繕費については、土木の修繕を上記の算出に追加で計上する。 ※委託料のうち、「施設建設費(公共・流域)」「施設改良費(農集)」については、工事請負費に対する委託比率より算出
人件費(職員給与費)	R6 予算の値で一定 ※職員の増減は見込まない
減価償却費	既存+新規分(R5以降) ※新規取得資産については、工種別の法定耐用年数に基づき定額法・残存価額10%で見込額を算定
資産減耗費	見込まない
企業債償還金 企業債支払利息	既存+新規分(R5以降) ※新規分は半年賦元利均等償還40年(5年据置35年償還)、利率1.9%で算定し計上
特別損失	見込まない
上記以外の経費	H30～R4 実績+R5～R6 予算の傾向を基に算定ベースを設定

5.3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和 3 年度に策定された「くまもと污水处理広域化・共同化計画」に基づき、3 市 2 町で構成する「くまもと污水处理広域化・共同化検討会（宇城・八代ブロック）」において、処理場及び汚泥処理の集約化や維持管理事務の共同化など、周辺自治体との連携強化に向けた検討を引き続き進めていきます。
投資の平準化に関する事項	施設・管路のストックマネジメント計画に基づき、改築・更新の優先順位付けを行い、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFI 等など）	ウォーターPPP（レベル3.5）管理・更新一体マネジメント方式の導入を令和 9 年 4 月 1 日から運用できるよう、費用対効果や他分野連携を含め検討し、経営の効率化を図ります。
その他の取組	令和4年度に策定した下水道業務継続計画（BCP）に基づき、被災した場合でも最低限の機能が維持できるように最短の期間（目標 30 日以内）で応急復旧を行い、その機能を保持しながら、本復旧を行います。今後は、熊本地震を経験していない職員が災害復旧に関する知識と技能を習得出来るよう、研修等による技術継承を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今回の収支計画では、経営状況の悪化を鑑みて令和 7 年度及び 12 年度に下水道使用料の値上げを予定しています。値上げ幅を抑制できるよう、経常経費の削減等に取り組みながら、適正な使用料水準を検討していきます。
資産活用による 収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFI 等など)	包括的民間委託のほか、ウォーターPPP 等の民間活力を活用した新たな事業スキームに注視しながら、効率的・効果的な維持管理を図ります。
職員給与費に関する事項	施設更新の本格化、民間活力の活用など、事業の重要性や業務内容の変化に応じて職員数の増減を検討します。
動力費に関する事項	機械設備等を更新する際に、施設の統廃合・適正規模への見直しのほか高効率・省エネ機器の導入を検討し、コストの縮減を図ります。
薬品費に関する事項	水道事業との合冊入札や単価契約による経費削減に継続して取り組み、包括的民間委託やウォーターPPP 等の活用による削減効果についても検討します。
修繕費に関する事項	下水道施設の統廃合や適正規模への見直しによる経費削減の検討に加え、ストックマネジメント計画に基づいた予防保全型の維持管理を適切に行い、修繕費の削減を図ります。
委託費に関する事項	委託業務範囲のさらなる拡大について検討し、直営で担う業務と外部に委託する業務との適正なバランスを図ります。
その他の取組	—

第6章 経営戦略の事後検証

本経営戦略の進捗は、毎年度、決算及び投資・財政計画（収支計画）の実績値、目標値等を参考に、評価・検証を行いながら管理（モニタリング）します。

また、社会環境等の変化により、戦略策定時の状況と実態との間に大きな乖離が生じることも想定されます。そのため、戦略の記載内容及び投資・財政計画（収支計画）については、3 年から 5 年ごとの定期的な見直し（ローリング）を行うこととし、目標の再設定や戦略の修正を行います。

なお、国土交通省の「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」（令和 2 年 3 月 31 日国官会第 29901 号）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（令和 2 年 7 月 22 日事務連絡）に基づき、経営戦略見直し（5年に1回）を想定した「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を表 6.1 に示します。

表 6.1 経費回収率の向上に向けたロードマップ

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経営戦略の進捗管理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
収支構造の適切性、下水道使用料改定の必要性を検証					●					●
経営戦略の改定					●					●
経費回収率		(公共) R7 改定 100%以上 (特環) R7 改定 82%以上 (農集) R7 改定 81%以上					R12 改定 100%以上 R12 改定 97%以上 R12 改定 100%以上			

今後、これらの評価、検証、見直しにあつては、PDCA サイクルを活用して、業務改善を図っていきます。



図 6.1 PDCA サイクルのイメージ

宇城市下水道事業経営戦略

2024~2033

発行日 令和 6 年3月

発 行 宇城市 上下水道局 上下水道課

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL:0964-32-1111(代) FAX:0964-32-0110